

3.2 社会的状況

3.2.1 人口及び産業の状況

1. 人口の状況

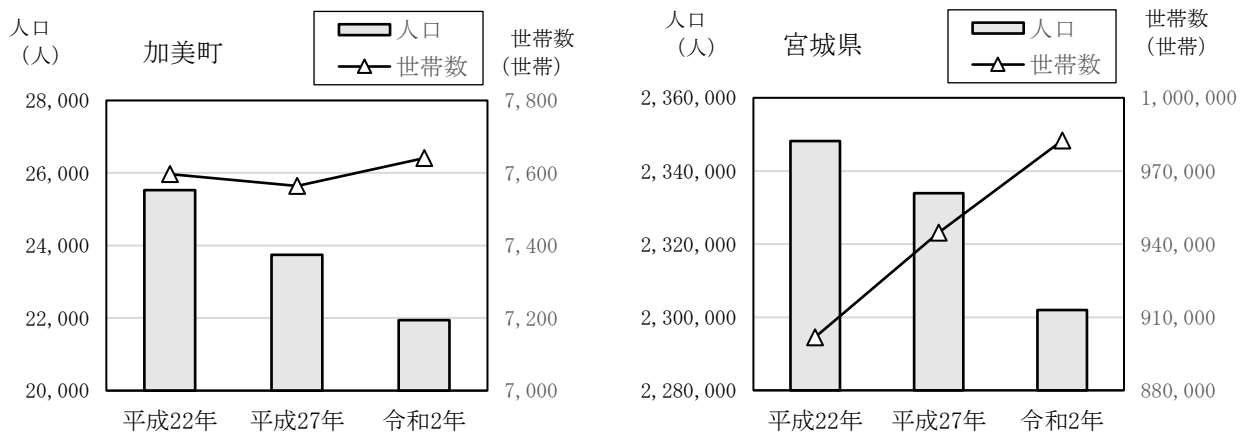
対象事業実施区域及びその周囲の自治体（加美町及び宮城県）における人口及び世帯数の推移は、表 3.2-1 及び図 3.2-1 のとおりである。

加美町では人口が減少している。

表 3.2-1 人口及び世帯数の推移（各年 10 月 1 日現在）

区分	年	人口（人）			総世帯数 （世帯）
		総数	男	女	
加美町	平成 22 年	25,527	12,397	13,130	7,597
	平成 27 年	23,743	11,580	12,163	7,564
	令和 2 年	21,943	10,767	11,176	7,641
宮城県	平成 22 年	2,348,165	1,139,566	1,208,599	901,862
	平成 27 年	2,333,899	1,140,167	1,193,732	944,720
	令和 2 年	2,301,996	1,122,598	1,179,398	982,523

〔平成 22 年、27 年、令和 2 年 国勢調査〕（総務省統計局）より作成



〔平成 22 年、27 年、令和 2 年 国勢調査〕（総務省統計局）より作成

図 3.2-1 人口及び世帯数の推移（各年 10 月 1 日現在）

2. 産業の状況

対象事業実施区域及びその周囲の自治体における産業別就業者数は、表 3.2-2 のとおりである。

令和 2 年 10 月 1 日現在の産業別就業者数の割合は、加美町では第三次産業の占める割合が高い。

表 3.2-2 産業別就業者数（令和 2 年 10 月 1 日現在）

（単位：人、（ ）内は％）

産 業	加美町	宮城県
第一次産業	1,683 (14.1)	44,050 (4.2)
農 業	1,592	36,934
林 業	87	1,449
漁 業	4	5,667
第二次産業	4,149 (34.9)	236,613 (22.5)
鉱業、採石業、砂利採取業	1	347
建設業	1,439	105,548
製造業	2,709	130,718
第三次産業	6,064 (51.0)	772,212 (73.3)
電気・ガス・熱供給・水道業	38	8,326
情報通信業	31	25,122
運輸業、郵便業	663	65,076
卸売業、小売業	1,374	181,474
金融業、保険業	115	22,951
不動産業、物品賃貸業	63	23,424
学術研究、専門・技術サービス業	120	32,947
宿泊業、飲食サービス業	387	56,914
生活関連サービス業、娯楽業	447	35,876
教育、学習支援業	482	55,799
医療、福祉	1,204	135,001
複合サービス事業	165	9,564
サービス業（他に分類されないもの）	619	75,541
公務（他に分類されるものを除く）	356	44,197
分類不能の産業	15 (0.1)	28,473 (2.6)
総 数	11,911	1,081,348

注：1. 分類不能の産業とは、産業分類上いずれの項目にも分類し得ない事業所をいう。

2. 第一次～第三次産業の割合は第一次～第三次産業の合計に対する比率（％）を、分類不能の産業の割合は総数に対する比率（％）を示す。

3. 割合は四捨五入を行っているため、個々の項目の合計と総数が一致しない場合がある。

〔「令和 2 年 国勢調査」（総務省統計局）より作成〕

(1) 農業

対象事業実施区域及びその周囲の自治体における販売目的の作物の類別作付（栽培）経営体数及び販売目的の家畜等を飼養している経営体数は、表 3.2-3 のとおりである。

加美町では、令和 2 年 2 月 1 日現在における販売目的の作物の類別作付（栽培）経営体数は稲が最も多く、販売目的の家畜等を飼養している経営体数は肉用牛が最も多くなっている。

表 3.2-3 販売目的の作物の類別作付（栽培）経営体数及び
販売目的の家畜等を飼養している経営体数（令和 2 年 2 月 1 日現在）

（単位：経営体）

販売目的の作物の類別作付（栽培）経営体数			販売目的の家畜等を飼養している経営体数		
種 類	加美町	宮城県	種 類	加美町	宮城県
稲（飼料用を除く）	391	25,224	乳用牛	50	471
麦 類	x	271	肉用牛	181	2,722
雑 穀	5	326	豚	6	96
いも類	x	1,020	採卵鶏	2	87
豆 類	50	2,166	ブロイラー	1	37
工芸農作物	9	357	きのこの栽培	10	106
野菜類	158	5,336	その他の農業	1	76
果樹類	14	828			
花き類・花木	17	585			
その他（稲（飼料用）を含む）	98	2,579			

注：「x」は、個人または法人その他の団体に関する秘密を保護するため、統計数値を公表しないものを示す。

〔「2020 年農林業センサス」（農林水産省 HP、閲覧：令和 5 年 11 月）より作成〕

(2) 林業

対象事業実施区域及びその周囲の自治体における所有形態別林野面積は、表 3.2-4 のとおりである。

令和 2 年 2 月 1 日現在の林野面積は、加美町では 32,886ha となっている。

表 3.2-4 所有形態別林野面積（令和 2 年 2 月 1 日現在）

（単位：ha）

区 分	林野 面積計	国有林			民有林			
		小 計	林野庁	その他 官庁	小 計	独立行政 法人等	公有林	私有林
加美町	32,886	14,402	14,402	—	18,484	2,298	8,036	8,150
宮城県	407,710	121,700	117,094	4,606	286,010	11,808	60,704	213,498

注：「—」は、調査は行ったが事実のないものを示す。

〔「2020 年農林業センサス」（農林水産省 HP、閲覧：令和 5 年 11 月）より作成〕

(3) 水産業

対象事業実施区域及びその周囲の自治体における内水面漁業の状況は、表 3.2-5 のとおりである。

なお、加美町の値は、秘密保護のため公表されていない。

表 3.2-5 内水面漁業の状況（平成 30 年 11 月 1 日現在）

区 分	経営体数（経営体）	養殖池数（面）	養殖面積（m ² ）
加美町	1	x	x
宮城県	29	440	102,916

注：「x」は個人または法人その他の団体に関する秘密を保護するため、統計数値を公表しないものを示す。

〔「2018 年漁業センサス」（農林水産省 HP、閲覧：令和 5 年 11 月）より作成〕

(4) 工業

対象事業実施区域及びその周囲の自治体における工業の状況は、表 3.2-6 のとおりである。

令和 2 年の製造品出荷額等は、加美町では 6,898,842 万円となっている。

表 3.2-6 工業の状況（従業員 4 人以上）

区 分	加美町	宮城県
事業所数（事業所）	57	2,593
従業者数（人）	2,743	111,794
製造品出荷額等（万円）	6,898,842	435,799,851

注：事業所数及び従業者数は令和 3 年 6 月 1 日現在、製造品出荷額等は令和 2 年 1 年間の数値である。

〔「令和 3 年経済センサス - 活動調査」（経済産業省 HP、閲覧：令和 5 年 11 月）より作成〕

(5) 商業

対象事業実施区域及びその周囲の自治体における商業の状況は、表 3.2-7 のとおりである。

令和 2 年の年間商品販売額は、加美町では 25,463 百万円となっている。

表 3.2-7 商業の状況

業 種	区 分	加美町	宮城県
卸売業	事業所数（事業所）	24	6,658
	従業者数（人）	102	64,380
	年間商品販売額（百万円）	2,895	8,277,494
小売業	事業所数（事業所）	242	14,501
	従業者数（人）	1,362	125,580
	年間商品販売額（百万円）	22,569	2,701,317
合 計	事業所数（事業所）	266	21,159
	従業者数（人）	1,464	189,960
	年間商品販売額（百万円）	25,463	10,978,811

注：1. 事業所数及び従業者数は令和 3 年 6 月 1 日現在、年間商品販売額は令和 2 年 1 年間の数値である。

2. 各項目の金額は単位未満を四捨五入しているため、内訳の値と合計が一致しないことがある。

〔「令和 3 年経済センサス - 活動調査」（経済産業省 HP、閲覧：令和 5 年 11 月）より作成〕

3.2.2 土地利用の状況

1. 土地利用の状況

対象事業実施区域及びその周囲の自治体における地目別土地利用の状況は、表 3.2-8 及び図 3.2-2 のとおりである。

令和 3 年 4 月 1 日現在の地目別土地利用の状況は、加美町では森林の占める割合が 73.0%と多い。

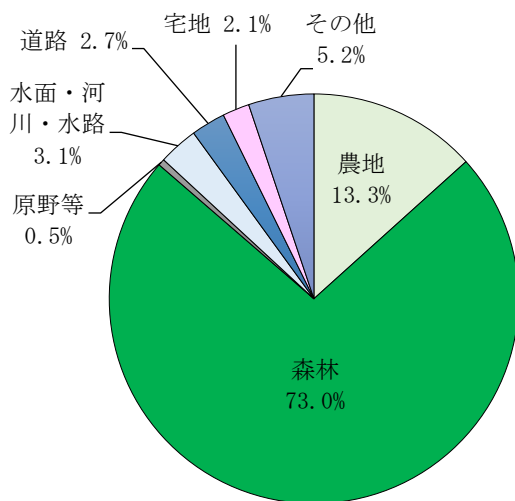
表 3.2-8 地目別土地利用の状況（令和 3 年 4 月 1 日現在）

（単位：ha、（ ）内は％）

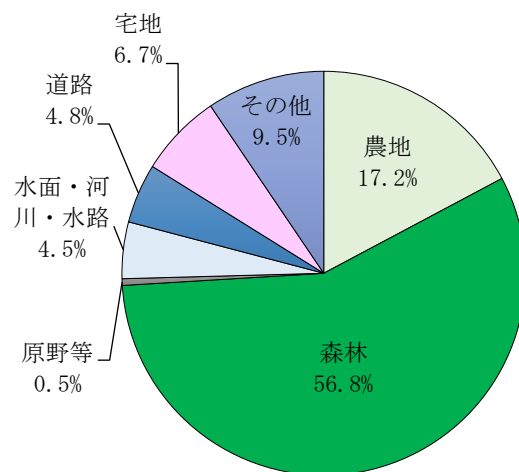
区分	農地	森林	原野等	水面・河川・水路	道路	宅地	その他	総数
加美町	6,140 (13.3)	33,637 (73.0)	242 (0.5)	1,440 (3.1)	1,249 (2.7)	980 (2.1)	2,379 (5.2)	46,067 (100.0)
宮城県	125,440 (17.2)	413,713 (56.8)	3,880 (0.5)	32,969 (4.5)	34,738 (4.8)	48,532 (6.7)	68,957 (9.5)	728,229 (100.0)

注：割合は四捨五入を行っているため、個々の項目の合計と総数が一致しない場合がある。

〔令和 4 年度土地利用の現況と施策の概要〕（宮城県、令和 5 年）より作成



加美町



宮城県

注：割合は四捨五入を行っているため、個々の項目の合計と総数が一致しない場合がある。

〔令和 4 年度土地利用の現況と施策の概要〕（宮城県、令和 5 年）より作成

図 3.2-2 地目別土地利用の状況（令和 3 年 4 月 1 日現在）

2. 土地利用規制の状況

(1) 土地利用計画に基づく地域の指定状況

「国土利用計画法」（昭和 49 年法律第 92 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）に基づき定められた、土地利用基本計画の各地域は次のとおりである。

① 都市地域

対象事業実施区域及びその周囲において、都市地域の区分はない。

② 農業地域

対象事業実施区域及びその周囲における農業地域は図 3.2-3 のとおりであり、対象事業実施区域及びその周囲に農業地域が分布している。

③ 森林地域

対象事業実施区域及びその周囲における森林地域は図 3.2-4 のとおりであり、対象事業実施区域の周囲に森林地域が分布している。

(2) 農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地区域

対象事業実施区域及びその周囲における、「農業振興地域の整備に関する法律」（昭和 44 年法律第 58 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）に基づき定められた農業振興地域整備計画における農用地区域は図 3.2-3 のとおりであり、対象事業実施区域の周囲に農用地区域が分布している。

(3) 都市計画用途地域

対象事業実施区域及びその周囲において、「都市計画法」（昭和 43 年法律第 100 号、最終改正：令和 4 年 11 月 18 日）の規定に基づく用途地域の指定はない。

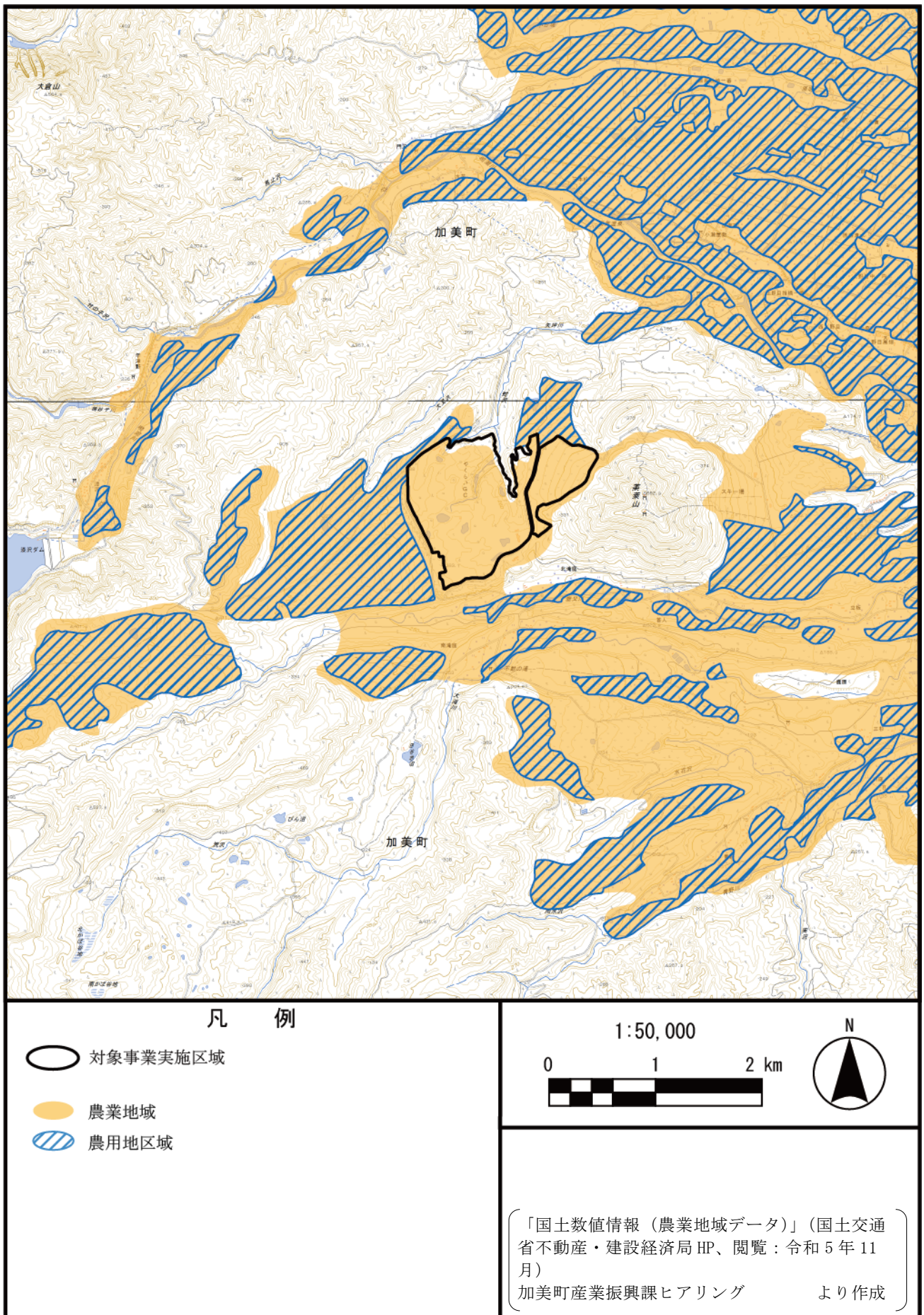


図 3.2-3 土地利用基本計画図（農業地域）及び農用地区域

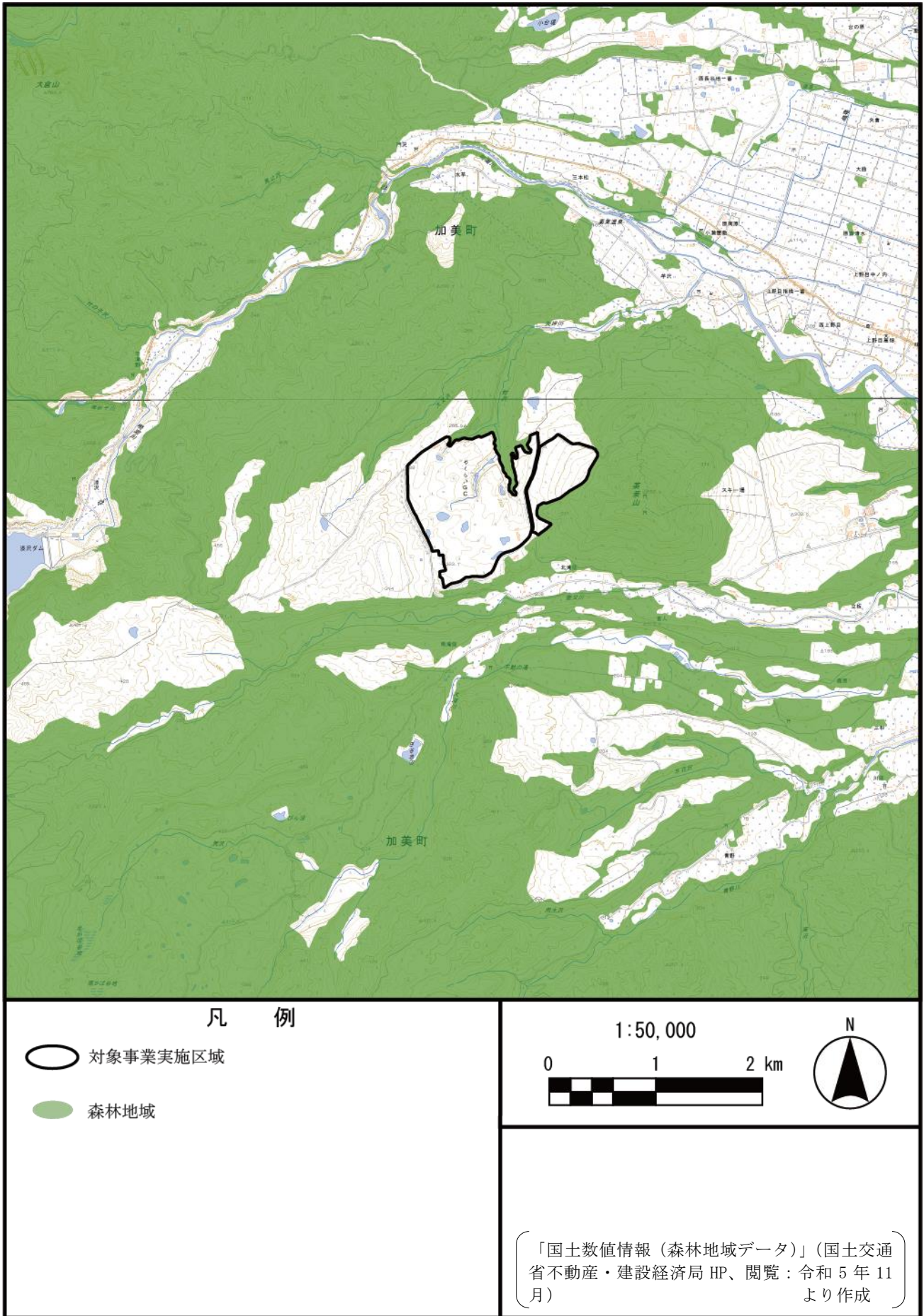


図 3.2-4 土地利用基本計画図（森林地域）

3.2.3 河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況

1. 河川及び湖沼の利用状況

(1) 水道用水としての利用

対象事業実施区域が位置する加美町では、上水道が利用されている。対象事業実施区域及びその周囲の自治体における水道用水の利用について、上水道事業の年間取水量は表 3.2-9 のとおりである。また、水道施設の状況は図 3.2-5 のとおりである。

表 3.2-9 上水道事業の年間取水量（令和 3 年度）

事業体名	現在給水人口（人） 【普及率】	地表水（千 m ³ ）				地下水（千 m ³ ）			その他（千 m ³ ）	浄水受水（千 m ³ ）
		ダム直接	ダム放流	湖沼水	表流水（自流）	伏流水	浅井戸水	深井戸水		
加美町	21,884 【99.5%】	0	0	0	520	9	0	513	0	1,460
宮城県	2,242,139 【99.3%】	56,447	50,019	0	57,335	6,911	4,462	5,139	3,999	94,614

〔「宮城県の水道」（宮城県 HP、閲覧：令和 5 年 11 月）より作成〕

(2) 農業用水としての利用

対象事業実施区域及びその周囲における農業用水の利用状況は、加美町において河川水を利用しており、鳴瀬川等から取水をしている。

(3) 漁業による利用

対象事業実施区域及びその周囲の河川には、表 3.2-10 及び図 3.2-6 のとおり漁業権が設定されている。

表 3.2-10 内水面漁業権の内容

漁業種類	公示番号	漁業の名称	漁業権設定河川・湖沼	漁業権者
第 5 種 共同漁業	内共第 15 号	あゆ、こい、ふな、うぐい、おいかわ、にじます、いわな、やまめ（さくらますを含む）、うなぎ、かじか	鳴瀬川、多田川、烏川、鹿又川、大滝川、青野川、芦滑沢、長谷川、保野川、深川、花川、寒風沢川（田川）、二ツ石川、唐府沢、外唐府沢、内唐府沢、水花沢、内川、外川（筒砂子川）、朝日沢、夕日沢、漆沢ダム	鳴瀬吉田川 漁業協同組合

〔「漁業権設定計画の決定」（平成 25 年宮城県告示第 488 号）
「宮城県内の内水面漁業協同組合」（宮城県 HP、閲覧：令和 5 年 11 月）より作成〕

2. 地下水の利用状況

対象事業実施区域及びその周囲の自治体における水道用水の利用について、地下水の年間取水量は表 3.2-9 のとおりである。

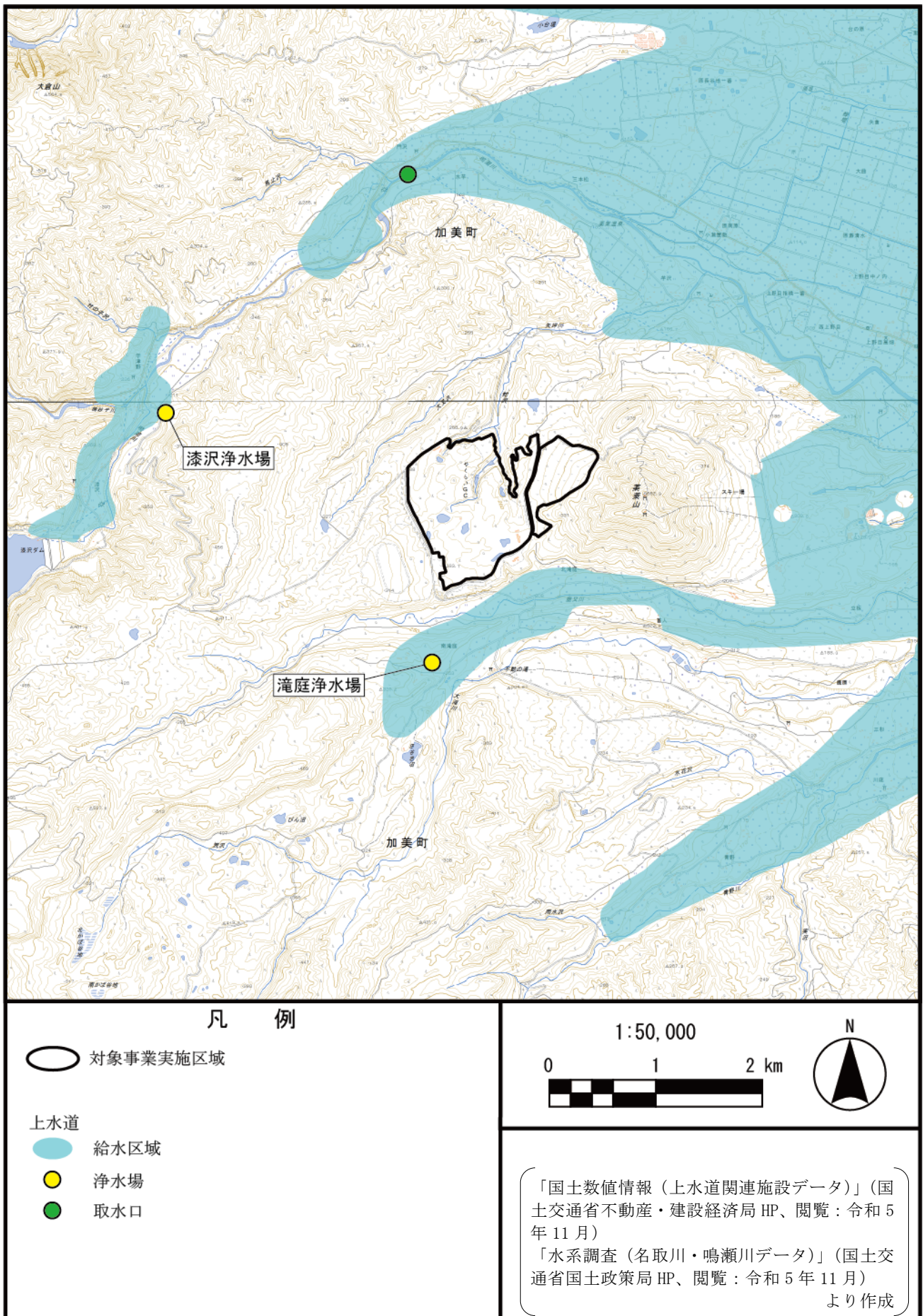


図 3.2-5 水道施設の状況

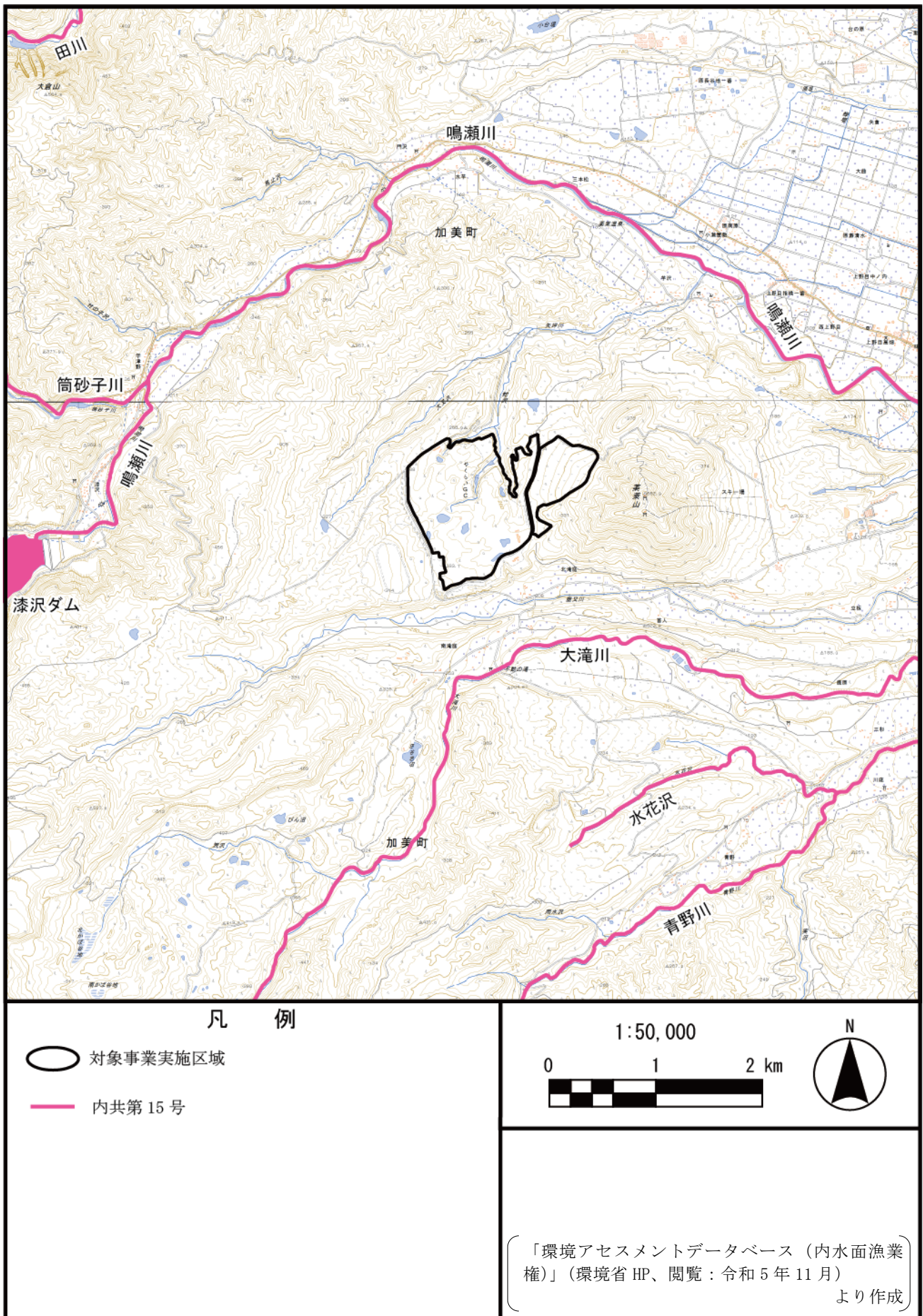


図 3.2-6 漁業権の位置図

3.2.4 交通の状況

1. 陸上交通の状況

対象事業実施区域及びその周囲における主要な道路の状況は図 3.2-7 のとおりであり、一般国道 347 号があげられる。令和 3 年度の交通量調査結果は表 3.2-11 のとおりである。

一般国道 347 号における昼間 12 時間交通量は 927～4,735 台となっている。

表 3.2-11 主要な道路の交通量（令和 3 年度）

路線名	区間 番号	交通量観測地点		交通量（台）	
		起点側	終点側	昼間 12 時間	24 時間
一般国道 347 号	①	一般国道 347 号	（観光地）	927	1,085
	②	（観光地）	小野田三本木線	4,735	5,824

注：1. 表中の番号は、図 3.2-7 中の番号に対応する。

2. 昼間 12 時間観測の時間帯は午前 7 時～午後 7 時、24 時間観測の時間帯は午前 7 時～翌日午前 7 時または午前 0 時～翌日午前 0 時である。

〔「令和 3 年度全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量集計表」
（国土交通省 HP、閲覧：令和 5 年 11 月）より作成〕

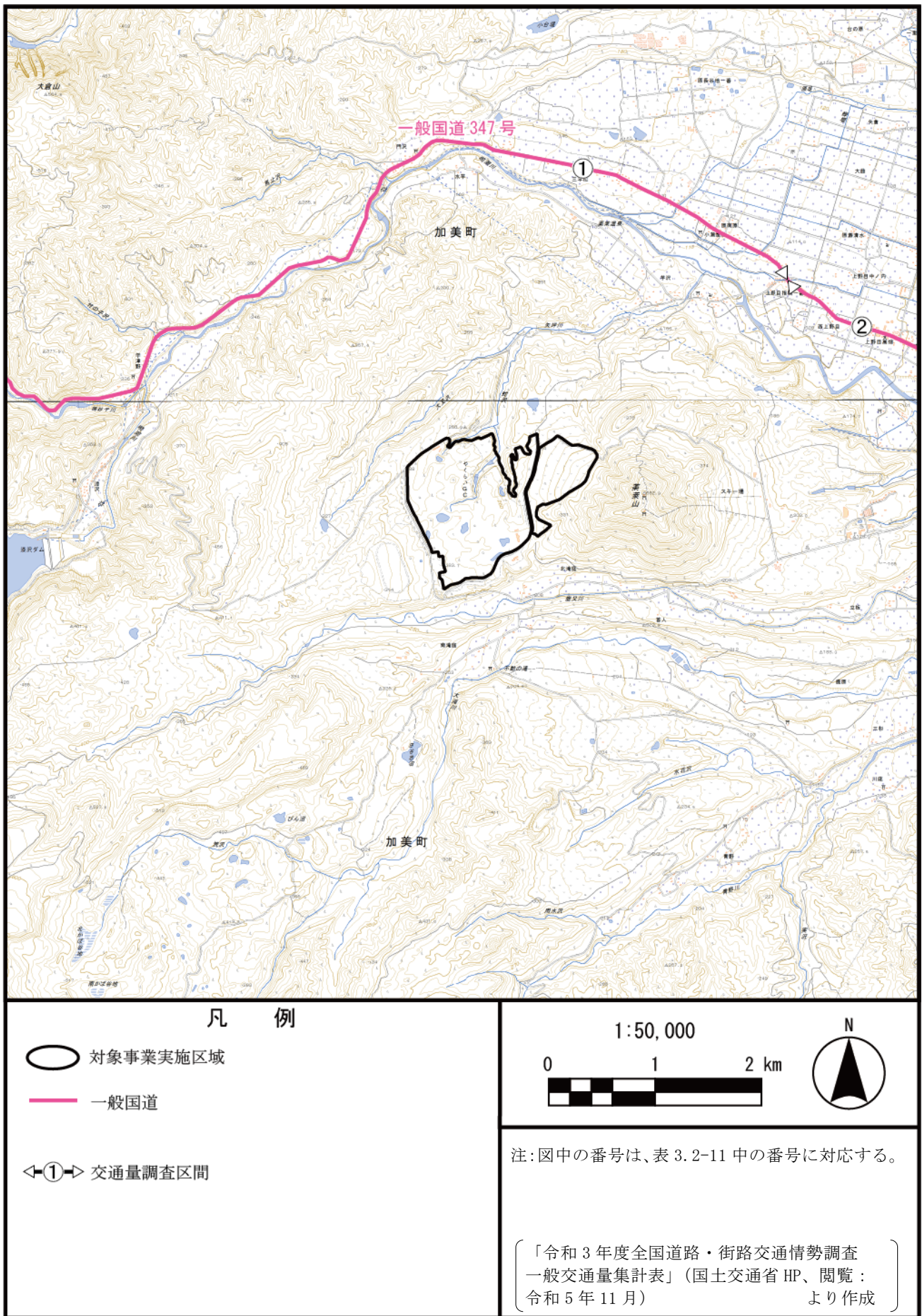


図 3.2-7 主要な道路と交通量調査区間

3.2.5 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況

環境保全についての配慮が特に必要な施設（以下「環境保全上配慮すべき施設」という。）として、学校、医療機関、福祉施設等があげられる。対象事業実施区域及びその周囲における環境保全上配慮すべき施設は、表 3.2-12 及び図 3.2-8 のとおりであり、対象事業実施区域から最寄りの環境保全上配慮すべき施設（西小野田小学校）までの距離は約 2.9km である。

また、住宅の配置の概況は図 3.2-8 のとおりであり、最寄りの住宅等までの距離は約 0.3km である。

表 3.2-12 環境保全上配慮すべき施設

区 分	施設名	所在地
幼稚園・保育園・ こども園	認定こども園おのだにし園 幼稚園部	加美郡加美町字田中浦 55
	認定こども園おのだにし園 保育園部	加美郡加美町字上野目薬師堂 20
学校	西小野田小学校	加美郡加美町字上野目高畑 5 番地
福祉施設	小野田西部デイサービスセンター	加美郡加美町字田中浦 56
	やくらいアットハウス	加美郡加美町字上野目薬師堂 20

注：対象事業実施区域及びその周囲において、医療機関、図書館及び特別養護老人ホームは確認されなかった。

「子育て応援ガイドブック」（加美町、令和 4 年）
「加美町暮らしのガイドブック」（加美町 HP、閲覧：令和 5 年 11 月）
「地域包括支援センター」（加美町 HP、閲覧：令和 5 年 11 月）
「指定障害福祉サービス事業所の検索」（宮城県 HP、閲覧：令和 5 年 11 月）
「介護事業所・生活関連情報検索」（厚生労働省 HP、閲覧：令和 5 年 11 月） より作成

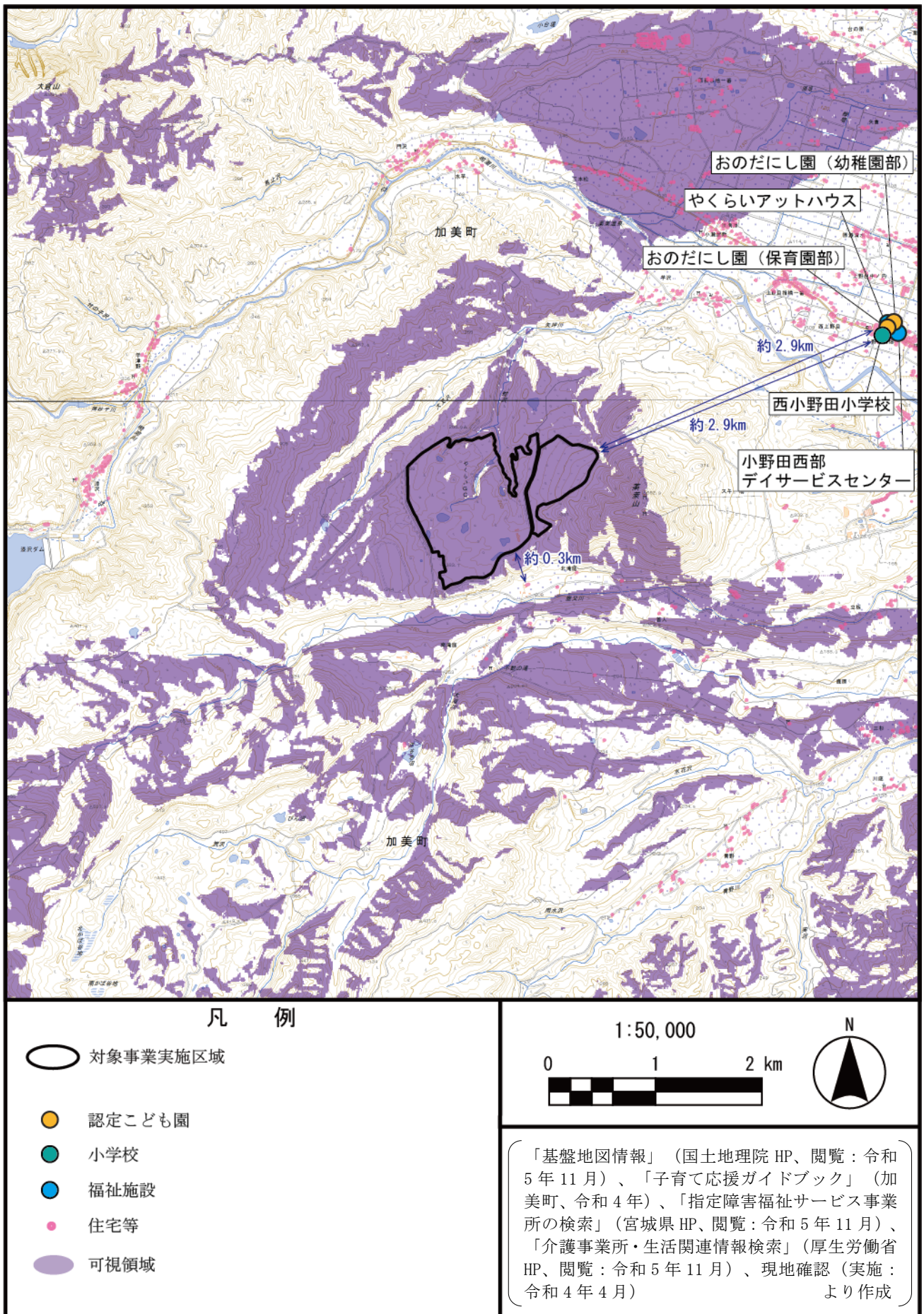


図 3.2-8(1) 環境保全上配慮すべき施設の状況及び住宅の配置の概況

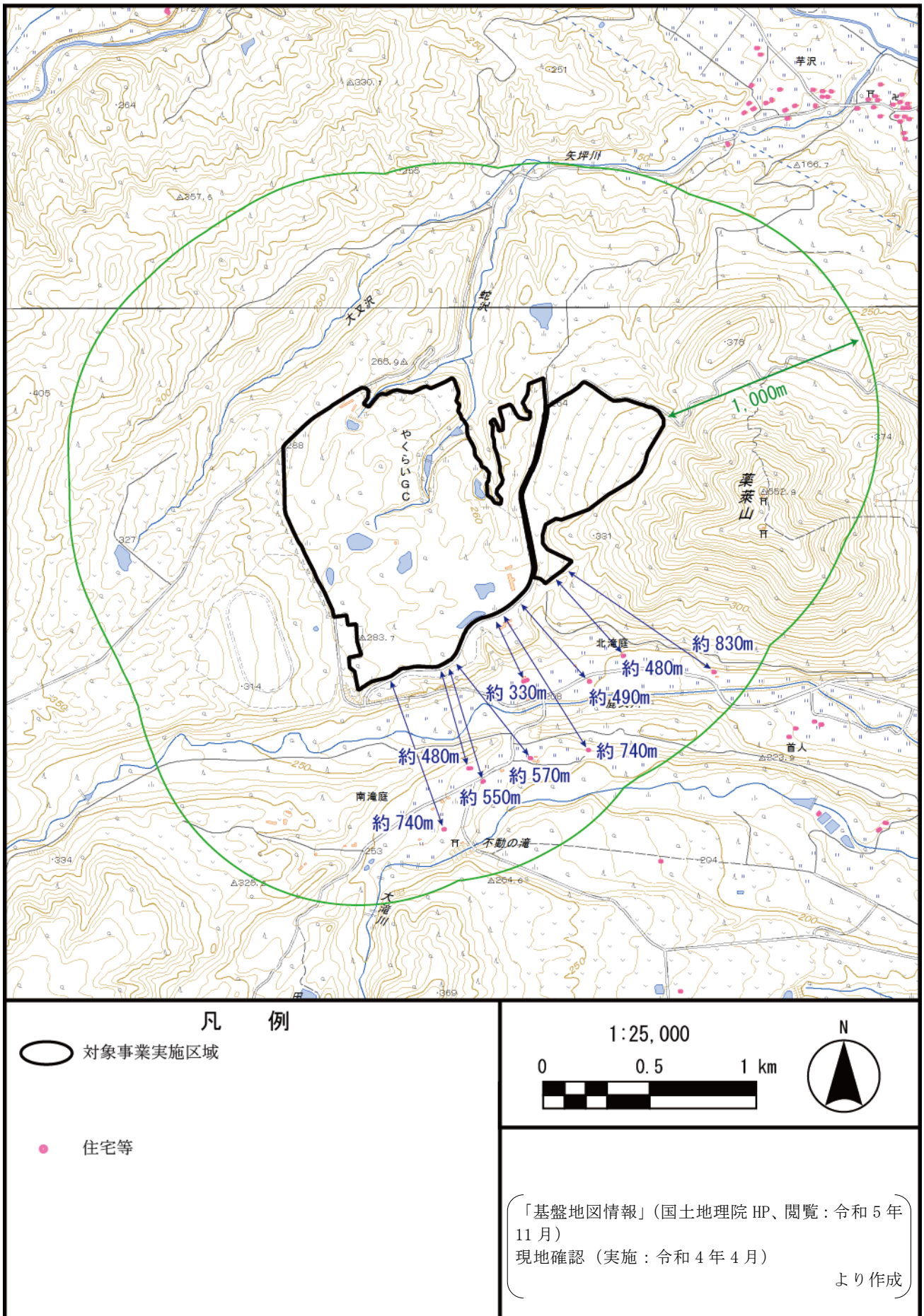


図 3.2-8 (2) 環境保全上配慮すべき施設の状況及び住宅の配置の概況

3.2.6 下水道の整備状況

対象事業実施区域及びその周囲の自治体における下水道処理人口普及状況は、表 3.2-13 のとおりである。

令和 3 年度における下水道処理人口普及率は、加美町では 72.9% である。

表 3.2-13 下水道処理人口普及状況（令和 3 年度）

区 分	行政区域人口 (人)	処理区域人口 (人)	下水道処理人口普及率 (%)
加美町	21,983	16,019	72.9
宮城県	2,259,661	1,882,789	83.3

注：1. 行政区域人口の値については、令和 4 年 3 月 31 日現在の住民基本台帳に基づいている。

2. 下水道処理人口普及率 (%) = 処理区域人口 / 行政区域人口 × 100

〔統計/下水道処理人口普及率/令和 3 年度〕(宮城県 HP、閲覧：令和 5 年 11 月) より作成]

3.2.7 廃棄物の状況

1. 一般廃棄物の状況

対象事業実施区域及びその周囲の自治体における一般廃棄物の処理状況は、表 3.2-14 のとおりである。

令和 3 年度における一般廃棄物のごみ処理量は、加美町では 7,575t となっている。

表 3.2-14 一般廃棄物の処理状況（令和 3 年度）

区 分		加美町	宮城県
ごみ総排出量	計画収集量 (t)	7,028	711,883
	直接搬入量 (t)	546	68,360
	集団回収量 (t)	0	27,835
	合計 (t)	7,574	808,078
ごみ処理量	直接焼却量 (t)	6,716	628,617
	直接最終処分量 (t)	0	5,140
	焼却以外の中間処理量 (t)	859	140,651
	直接資源化量 (t)	0	5,640
	合計 (t)	7,575	780,048
中間処理後再生利用量 (t)		629	93,250
リサイクル率 (%)		8.3	15.7
最終処分量 (t)		987	92,468

注：リサイクル率：(直接資源化量+中間処理後再生利用量+集団回収量) / (ごみ処理量+集団回収量) × 100

〔令和 3 年度環境省一般廃棄物処理実態調査結果〕(環境省 HP、閲覧：令和 5 年 11 月) より作成]

2. 産業廃棄物の状況

宮城県における産業廃棄物の状況は、表 3.2-15 のとおりであり、令和 2 年度の宮城県における産業廃棄物の排出量は 10,248 千 t である。

また、対象事業実施区域を中心とした半径 50km の範囲における産業廃棄物の中間処理施設及び最終処分場の施設数は表 3.2-16、立地状況は図 3.2-9 のとおりであり、中間処理施設 314 か所、最終処分場 14 か所となっている。

表 3.2-15 産業廃棄物の状況（令和 2 年度）

（単位：千 t / 年）

県	発生量	有償物	排出量				
			再生利用	減量化	最終処分	その他	
宮城県	10,334	86	10,248	3,531	6,573	137	7

注：表中の数字は、四捨五入の関係で収支が合わない場合がある。

〔令和 4 年度宮城県環境白書（資料編）〕（宮城県、令和 5 年）より作成

表 3.2-16 中間処理施設及び最終処分場の分布状況

（単位：か所）

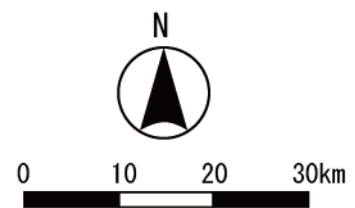
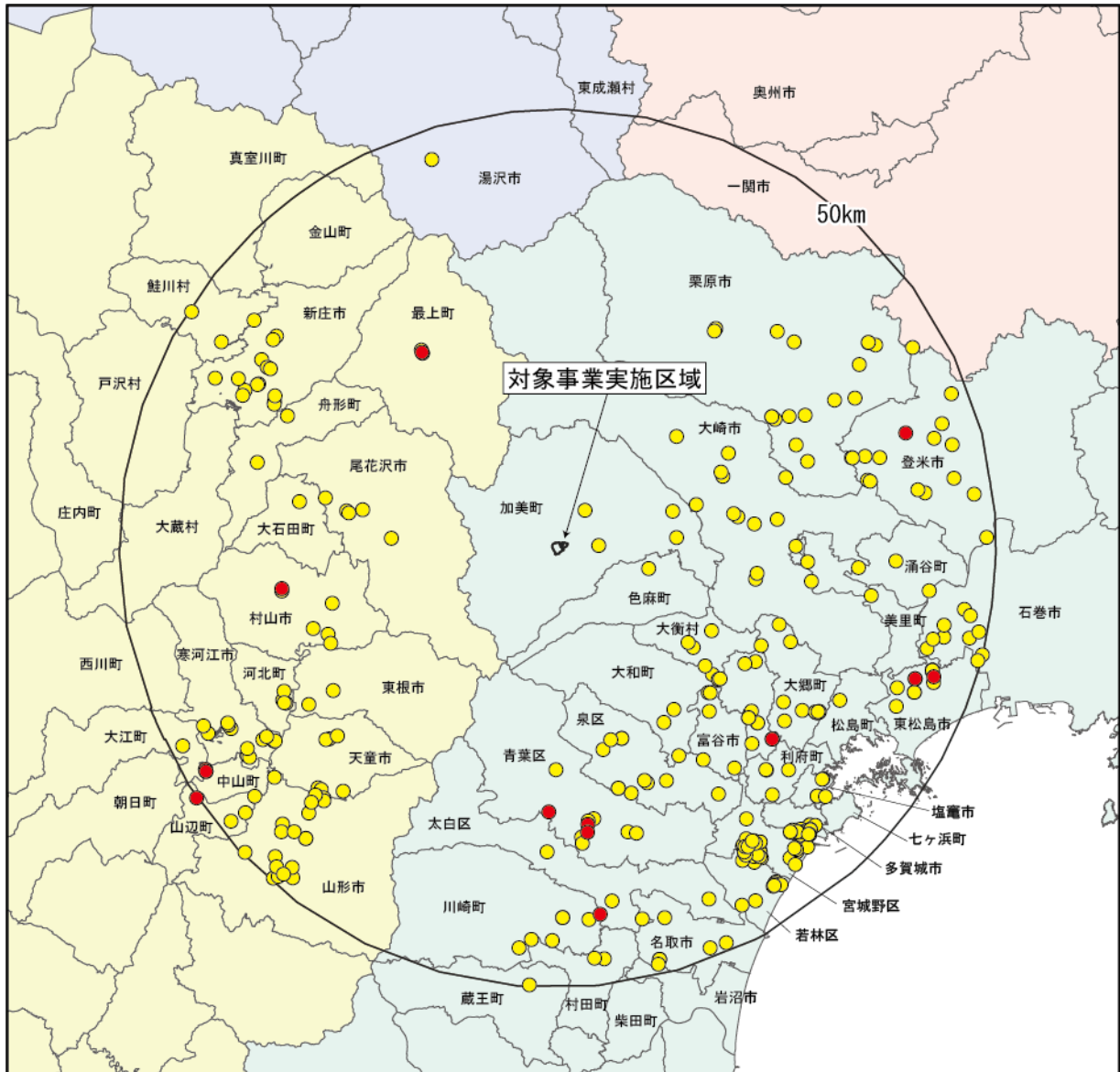
県	市町村	中間処理施設数	最終処分場数
宮城県	仙台市青葉区	8	3
	仙台市宮城野区	36	0
	仙台市若林区	19	0
	仙台市太白区	4	1
	仙台市泉区	11	0
	石巻市	11	0
	塩竈市	5	0
	名取市	6	0
	多賀城市	12	0
	登米市	13	1
	栗原市	19	0
	東松島市	14	2
	大崎市	13	0
	蔵王町	5	0
	村田町	1	0
	川崎町	3	0
	松島町	5	0
	利府町	1	0
	大和町	4	0
	大郷町	14	1
	富谷町	12	0
	大衡村	5	0
色麻町	1	0	
加美町	4	0	
涌谷町	1	0	
美里町	4	0	
岩手県	一関市	1	0
秋田県	湯沢市	1	0
山形県	山形市	22	0
	新庄市	14	0
	寒河江市	11	0
	村山市	5	1
	天童市	6	0
	東根市	2	0
	尾花沢市	4	0
	山辺町	2	1
	中山町	1	3
	河北町	4	0
	大江町	1	0
	大石田町	2	0
	最上町	2	1
舟形町	2	0	
鮭川村	3	0	
合計		314	14

注：宮城県許可施設は令和 5 年 12 月現在、仙台市許可施設は令和 5 年 8 月現在、その他は平成 24 年度のデータである。

〔「産業廃棄物処理業者名簿」（宮城県 HP、閲覧：令和 6 年 2 月）

「仙台市産業廃棄物処理業者名簿について」（仙台市 HP、閲覧：令和 6 年 2 月）

「国土数値情報（廃棄物処理施設データ）」（国土交通省不動産・建設経済局 HP、閲覧：令和 5 年 11 月）より作成



注：宮城県許可施設は令和5年12月現在、仙台市許可施設は令和5年8月現在、その他は平成24年度のデータである。

「産業廃棄物処理業者名簿」（宮城県 HP、閲覧：令和6年2月）
 「仙台市産業廃棄物処理業者名簿について」（仙台市 HP、閲覧：令和6年2月）
 「国土数値情報（廃棄物処理施設データ）」（国土交通省不動産・建設経済局 HP、閲覧：令和5年11月）より作成

図 3.2-9 産業廃棄物処理施設の分布状況（50km 範囲）

3.2.8 環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の環境の保全に関する施策の内容

1. 公害関係法令等

(1) 環境基準等

① 大気汚染

大気汚染に係る環境基準は、「環境基本法」(平成5年法律第91号、最終改正：令和3年5月19日)に基づき全国一律に定められており、その内容は表3.2-17(1)のとおりである。また、ベンゼン等の有害大気汚染物質については表3.2-17(2)の基準がそれぞれ定められている。

表3.2-17(1) 大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件
二酸化いおう	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。
微小粒子状物質	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。
備考	
1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。 2. 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10μm以下のものをいう。 3. 二酸化窒素について、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあつては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることをとらないよう努めるものとする。 4. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。)をいう。 5. 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であつて、粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。	
「大気汚染に係る環境基準について」(昭和48年環境庁告示第25号、最終改正：平成8年10月25日) 「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和53年環境庁告示第38号、最終改正：平成8年10月25日) 「微小粒子状物質による大気汚染に係る環境基準について」(平成21年環境省告示第33号)より作成	

表3.2-17(2) 大気汚染に係る環境基準(有害大気汚染物質)

物質	環境上の条件
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。
備考	
1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。 2. ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。	
「ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準について」 (平成9年環境庁告示第4号、最終改正：平成30年11月19日)より作成	

② 騒音

騒音に係る環境基準は、騒音に係る環境上の条件について生活環境を保全し、人の健康を保護するうえで維持されることが望ましい基準として、「環境基本法」（平成 5 年法律第 91 号、最終改正：令和 3 年 5 月 19 日）に基づき、表 3.2-18 のとおり定められている。

対象事業実施区域及びその周囲において、類型があてはめられた地域はない。

表 3.2-18(1) 騒音に係る環境基準（一般地域）

地域の類型	基準値		該当地域
	昼 間 (6:00～22:00)	夜 間 (22:00～6:00)	
AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下	仙台市青葉区荒巻字青葉の第 2 種中高層住居専用地域の内文教地区（公園区域を除く）
A 及び B	55 デシベル以下	45 デシベル以下	仙台市他 25 市町村の区域で第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、田園住居地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、仙台市の第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、近隣商業地域（一部地域に限る）、他 25 市町村の第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下	仙台市他 25 市町村の近隣商業地域（一部の地域を除く）、商業地域、準工業地域、工業地域

注：仙台市他 25 市町村；仙台市、石巻市、塩竈市、気仙沼市、白石市、名取市、角田市、多賀城市、岩沼市、登米市、栗原市、東松島市、大崎市、富谷市、大河原町、村田町、柴田町、亘理町、松島町、七ヶ浜町、利府町、大和町、大衡村、美里町、女川町、南三陸町

「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年環境庁告示第 64 号、最終改正：令和 2 年 3 月 30 日）
 「令和 4 年版宮城県環境白書（資料編）」（宮城県、令和 5 年）より作成

表 3.2-18(2) 騒音に係る環境基準（道路に面する地域）

地域の区分	基準値	
	昼 間 (6:00～22:00)	夜 間 (22:00～6:00)
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域 及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下
備考：車線とは、1 縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。		

「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年環境庁告示第 64 号、最終改正：令和 2 年 3 月 30 日）より作成

表 3.2-18(3) 騒音に係る環境基準（幹線交通を担う道路に近接する空間）

基準値	
昼 間 (6:00～22:00)	夜 間 (22:00～6:00)
70 デシベル以下	65 デシベル以下
備考：個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては 45 デシベル以下、夜間にあっては 40 デシベル以下）によることができる。	

「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年環境庁告示第 64 号、最終改正：令和 2 年 3 月 30 日）より作成

③ 水質汚濁

公共用水域と地下水の水質に係る環境基準は、「環境基本法」（平成5年法律第91号、最終改正：令和3年5月19日）に基づき定められている。

「人の健康の保護に関する環境基準」は、表3.2-19のとおりであり、全公共用水域について一律に定められている。

「生活環境の保全に関する環境基準」は表3.2-20～表3.2-21のとおりであり、河川、湖沼ごとに利用目的に応じた水域類型が設けられ、基準値が定められている。

対象事業実施区域及びその周囲においては、図3.2-10のとおり、鳴瀬川上流が河川AA類型、鳴瀬川中流が河川A類型、漆沢ダムが湖沼AA類型に指定されている。

地下水の水質汚濁に係る環境基準は、表3.2-22のとおりであり、すべての地下水について定められている。

表 3.2-19 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.02mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
備考	<p>1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。</p> <p>2. 「検出されないこと」とは、定められた方法で測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>3. 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。</p> <p>4. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。</p>

〔「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：令和 5 年 3 月 13 日）より作成〕

表 3.2-20(1) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼を除く河川）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道 1 級 自然環境保全及び A以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20CFU/ 100mL 以下
A	水道 2 級 水産 1 級 水 浴 及び B 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU/ 100mL 以下
B	水道 3 級 水産 2 級 及び C 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	1,000CFU/ 100mL 以下
C	水産 3 級 工業用水 1 級 及び D 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—
D	工業用水 2 級 農業用水 及び E の欄に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—
E	工業用水 3 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10mg/L 以下	ごみ等の 浮遊が認め られないこと	2mg/L 以上	—

備考

1. 基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値（年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の $0.9 \times n$ 番目（ n は日間平均値のデータ数）のデータ値（ $0.9 \times n$ が整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。)) とする。
2. 農業利用水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする。
3. 水道 1 級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数 100CFU/100mL 以下とする。
4. 水産 1 級、水産 2 級及び水産 3 級については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない。
5. 大腸菌数に用いる単位は CFU（コロニー形成単位 (Colony Forming Unit)）/100mL とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

注：1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2. 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3. 水産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用

水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用

水産 3 級：コイ、フナ等、 β -中腐水性水域の水産生物用

4. 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水 3 級：特殊の浄水操作を行うもの

5. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

〔「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：令和 5 年 3 月 13 日）より作成〕

表 3.2-20(2) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼を除く河川）

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下

備考：基準値は、年間平均値とする。

〔「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：令和 5 年 3 月 13 日) より作成〕

表 3.2-21(1) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的酸素 要求量 (COD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道 1 級 水産 1 級 自然環境保全 及び A 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	1mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20CFU/ 100mL 以下
A	水道 2、3 級 水産 2 級 水浴 及び B 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	5mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU/ 100mL 以下
B	水産 3 級 工業用水 1 級 農業用水 及び C の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	15mg/L 以下	5mg/L 以上	—
C	工業用水 2 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	ごみ等の浮遊が 認められないこと	2mg/L 以上	—
備考						
<p>1. 湖沼とは、天然湖沼及び貯水量が 1,000 万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留期間が 4 日間以上である人工湖をいう。</p> <p>2. 基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値（年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の $0.9 \times n$ 番目（n は日間平均値のデータ数）のデータ値（$0.9 \times n$ が整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。))とする。</p> <p>3. 農業利用水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする。</p> <p>4. 水産 1 級、水産 2 級及び水産 3 級については、当分の間、浮遊物質及び大腸菌数の項目の基準値は適用しない。</p> <p>5. 水道 1 級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数 100CFU/100mL 以下とする。</p> <p>6. 水道 3 級を利用目的としている地点（水浴又は水道 2 級を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数 1,000CFU/100mL 以下とする。</p> <p>7. 大腸菌数に用いる単位は CFU（コロニー形成単位 (Colony Forming Unit)）/100mL とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。</p>						

注：1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2. 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 水道 2、3 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 3. 水産 1 級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用
 水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用
 水産 3 級：コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用
 4. 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの
 5. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度
 [「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：令和 5 年 3 月 13 日）より作成]

表 3.2-21 (2) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全 燐
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの	0.1mg/L 以下	0.005mg/L 以下
Ⅱ	水道 1、2、3 級（特殊なものを除く。） 水産 1 種 水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの	0.2mg/L 以下	0.01mg/L 以下
Ⅲ	水道 3 級（特殊なもの）及びⅣ以下の欄に掲げるもの	0.4mg/L 以下	0.03mg/L 以下
Ⅳ	水産 2 種及びⅤの欄に掲げるもの	0.6mg/L 以下	0.05mg/L 以下
Ⅴ	水産 3 種 工業用水 農業用水 環境保全	1mg/L 以下	0.1mg/L 以下

備考

- 湖沼とは、天然湖沼及び貯水量が 1,000 万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留期間が 4 日間以上である人工湖をいう。
- 基準値は、年間平均値とする。
- 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。
- 農業用水については、全燐の項目の基準値は適用しない。

注：1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2. 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの（「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。）

3. 水産 1 種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産 2 種及び水産 3 種の水産生物用

水産 2 種：ワカサギ等の水産生物用及び水産 3 種の水産生物用

水産 3 種：コイ、フナ等の水産生物用

4. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

〔「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：令和 5 年 3 月 13 日）より作成〕

表 3.2-21 (3) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼）

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下

備考：基準値は、年間平均値とする。

〔「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：令和 5 年 3 月 13 日）より作成〕

表 3.2-21(4) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼）

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値
		底層溶存酸素量
生物 1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	4.0mg/L 以上
生物 2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3.0mg/L 以上
生物 3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L 以上
備考：基準値は、日間平均値とする。		

〔「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：令和 5 年 3 月 13 日）より作成〕

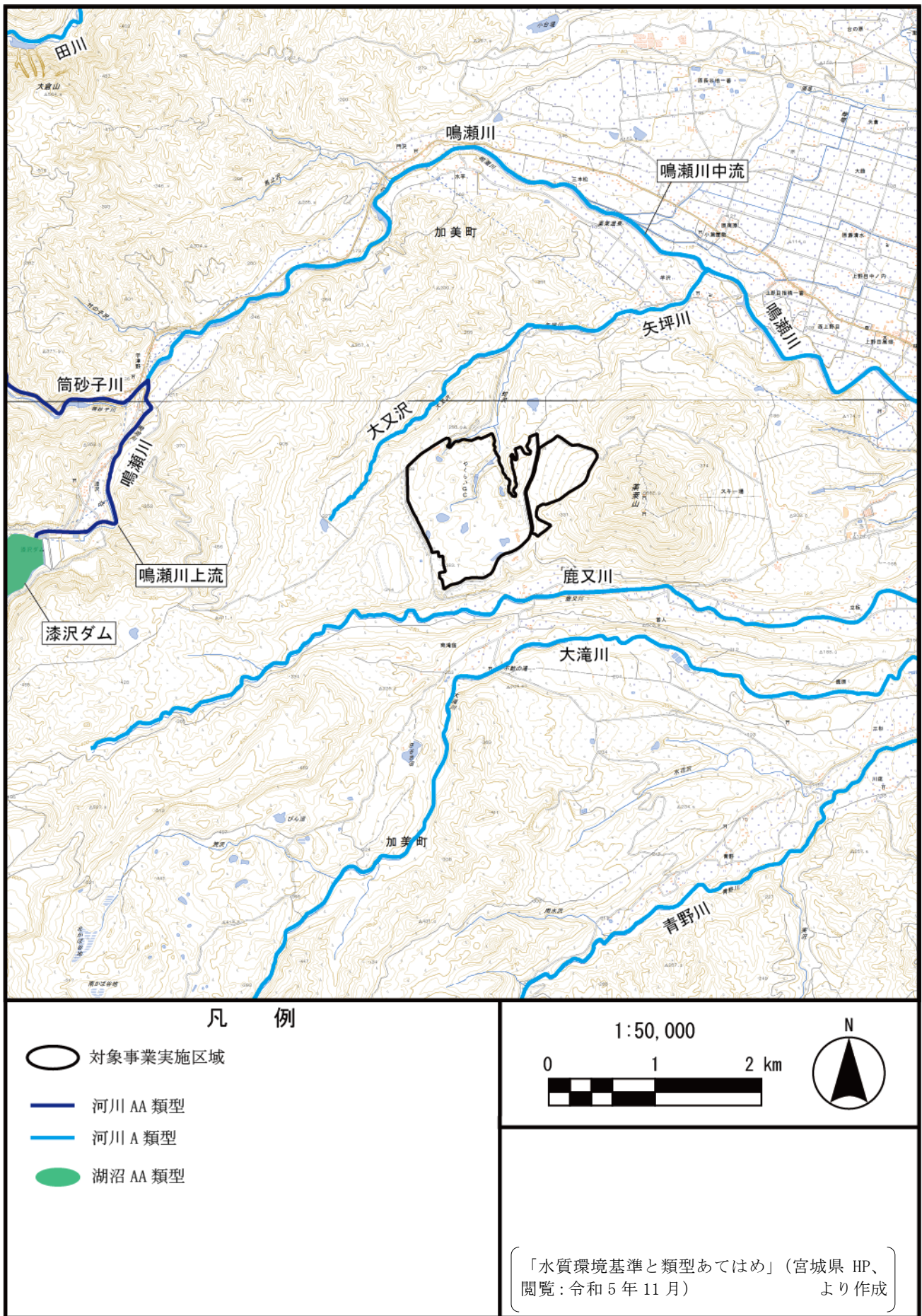


図 3.2-10 水質汚濁に係る環境基準の水域類型指定状況

表 3.2-22 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.02mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1 mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
備考	<p>1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。</p> <p>2. 「検出されないこと」とは、定められた方法で測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>3. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 K0102 の 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 K0102 の 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。</p> <p>4. 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。</p>

「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（平成 9 年環境庁告示第 10 号、最終改正：令和 3 年 10 月 7 日）より作成

④ 土壌汚染

土壌汚染に係る環境基準は表 3.2-23 のとおりであり、「環境基本法」(平成 5 年法律第 91 号、最終改正：令和 3 年 5 月 19 日)に基づき全国一律に定められている。

表 3.2-23 土壌汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件
カドミウム	検液 1L につき 0.003mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg につき 0.4mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
砒素	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地(田に限る。)においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地(田に限る。)において、土壌 1kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1L につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,4-ジオキサン	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
備考	<p>1. 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。</p> <p>2. カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1L につき 0.003mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1L につき 0.009mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3mg とする。</p> <p>3. 「検液中に検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>4. 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。</p> <p>5. 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 より測定されたシス体の濃度と日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。</p>

注：環境基準は、汚染がもつばら自然的原因によることが明らかであると認められる場所及び原材料の堆積場、廃棄物の埋立地その他の上表の項目の欄に掲げる項目に係る物質の利用又は処分を目的として現にこれらを集積している施設に係る土壌については、適用しない。

〔「土壌の汚染に係る環境基準について」(平成 3 年環境庁告示第 46 号、最終改正：令和 2 年 4 月 2 日)より作成〕

⑤ ダイオキシン類

ダイオキシン類に係る環境基準は「ダイオキシン類対策特別措置法」(平成 11 年法律第 105 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日)に基づき、表 3.2-24 のとおり定められている。

表 3.2-24 ダイオキシン類に係る環境基準

媒体	基準値
大気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下
水質 (水底の底質を除く。)	1pg-TEQ/L 以下
水底の底質	150pg-TEQ/g 以下
土壌	1,000pg-TEQ/g 以下
備考	
<p>1. 基準値は 2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。</p> <p>2. 大気及び水質 (水底の底質を除く。) の基準値は、年間平均値とする。</p> <p>3. 土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフ三次元四重極形質量分析計により測定する方法 (この表の土壌の欄に掲げる測定方法を除く。以下「簡易測定方法」という。) により測定した値 (以下「簡易測定値」という。) に 2 を乗じた値を上限、簡易測定値に 0.5 を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壌の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。</p> <p>4. 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合簡易測定方法により測定した場合にあっては、簡易測定値に 2 を乗じた値が 250pg-TEQ/g 以上の場合) には、必要な調査を実施することとする。</p>	

- 注：1. 大気の汚染に係る環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。
2. 水質の汚濁 (水底の底質の汚染を除く。) に係る環境基準は、公共用水域及び地下水について適用する。
3. 水底の底質の汚染に係る環境基準は、公共用水域の水底の底質について適用する。
4. 土壌の汚染に係る環境基準は、廃棄物の埋立地その他の場所であって、外部から適切に区別されている施設に係る土壌については適用しない。

〔「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁 (水底の底質の汚染を含む。) 及び土壌の汚染に係る環境基準について」(平成 11 年環境庁告示第 68 号、最終改正：令和 4 年 11 月 25 日) より作成〕

(2) 規制基準等

① 大気汚染

硫黄酸化物の一般排出基準については、「大気汚染防止法施行規則」（昭和 46 年厚生省・通商産業省令第 1 号、最終改正：令和 5 年 6 月 23 日）に基づき、地域の区分ごとに排出基準（K 値）が定められており、加美町は 17.5 となっている。

また、ばいじん、有害物質の一般排出基準については、「大気汚染防止法」（昭和 43 年法律第 97 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）に基づき、発生施設の種類、規模ごとに排出基準値が定められているが、本事業ではそれらが適用されるばい煙発生施設は設置しない。

② 騒音

騒音の規制に関しては、「騒音規制法」（昭和 43 年法律第 98 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）に基づき、特定工場等において発生する騒音の規制基準、特定建設作業に伴って発生する騒音に関する規制基準及び自動車騒音の要請限度が定められている。それらの値は表 3.2-25～表 3.2-27 のとおりである。

対象事業実施区域及びその周囲においては、「騒音規制法」に基づく規制地域の指定はない。ただし、特定工場等において発生する騒音の規制基準は、「宮城県公害防止条例施行規則」（平成 7 年宮城県規則第 79 号）に基づき、対象事業実施区域の位置する用途地域の指定のない地域は第 2 種区域の規制基準が適用される。

表 3.2-25 特定工場等において発生する騒音の規制基準

区域区分		時間区分			
		朝 (6:00～8:00)	昼間 (8:00～19:00)	夕 (19:00～22:00)	夜間 (22:00～6:00)
第 1 種区域	第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、田園住居地域、文教地区	45 デシベル	50 デシベル	45 デシベル	40 デシベル
第 2 種区域	第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域	50 デシベル	55 デシベル	50 デシベル	45 デシベル
第 3 種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域	55 デシベル	60 デシベル	55 デシベル	50 デシベル
第 4 種区域	工業地域	60 デシベル	65 デシベル	60 デシベル	55 デシベル
備考					
1. 上表に掲げる第 2 種区域、第 3 種区域、第 4 種区域の区域内に所在する学校、保育所、病院及び患者を入院させるための施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホーム並びに幼保連携型認定こども園の敷地及びその周囲おおむね 50m の区域内における当該基準は、上表に定める値からそれぞれ 5 デシベルを減じた値とする。					
2. 都市計画法に基づく用途地域の指定のない地域及び仙台市の一部の近隣商業地域については、宮城県公害防止条例施行規則に基づき「第 2 種区域」の規制基準を適用する。					

「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準」（昭和 43 年厚生省・農林省・通商産業省・運輸省告示第 1 号、最終改正：令和 2 年 3 月 30 日）
「騒音規制法に基づく地域の指定及び規制基準の設定」（平成 27 年宮城県告示第 390 号、最終改正：平成 30 年宮城県告示第 287 号）
宮城県公害防止条例施行規則別表第 2 第 4 号

より作成

表 3.2-26 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制基準

規制種別	基準値	作業禁止時間	1日当たりの作業時間	連続作業時間	作業禁止日
第1号区域	85 デシベル（敷地境界線）	19:00～7:00	10 時間以内	連続 6 日以内	日曜日 その他の休日
第2号区域		22:00～6:00	14 時間以内		
備考：宮城県における第1号区域及び第2号区域とは、それぞれ次のとおりである。 第1号区域：第1種、第2種及び第3種区域並びに第4種区域のうち学校、保育所、病院及び患者を入院させるための施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園等の敷地 80m までの区域 第2号区域：指定地域のうち第1号区域以外の区域 「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」（昭和 43 年厚生省・建設省告示第 1 号、最終改正：令和 2 年 3 月 30 日） 「特定建設作業に伴い発生する騒音に係る区域指定」（平成 24 年宮城県告示第 308 号、最終改正：平成 27 年宮城県告示第 581 号）より作成					

表 3.2-27 自動車騒音の要請限度

区域の区分		時間区分	
		昼間（6:00～22:00）	夜間（22:00～6:00）
1	a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	65 デシベル	55 デシベル
2	a 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 デシベル	65 デシベル
3	b 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 デシベル	70 デシベル
備考：宮城県における a 区域、b 区域及び c 区域とはそれぞれ次のとおりである。 a 区域：第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、田園住居地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域 b 区域：第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域 c 区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域			
注：表に掲げる区域のうち幹線交通を担う道路に近接する区域（2 車線以下の道路の敷地境界線から 15m、2 車線を超える道路の敷地境界線から 20m まで）に係る限度は上表にかかわらず、昼間においては 75 デシベル、夜間においては 70 デシベルとする。 「騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」（平成 12 年総理府令第 15 号、最終改正：令和 2 年 3 月 30 日） 「騒音規制法に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める総理府令の区域の区分」（平成 12 年宮城県告示第 315 号）より作成			

③ 振動

振動の規制に関しては、「振動規制法」(昭和 51 年法律第 64 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日)に基づき、特定工場等において発生する振動の規制基準、特定建設工事に伴って発生する振動の規制基準及び道路交通振動の要請限度が定められている。それらの値は表 3.2-28～表 3.2-30 のとおりである。

対象事業実施区域及びその周囲においては、「振動規制法」に基づく規制地域の指定はない。ただし、特定工場等において発生する振動の規制基準は、「宮城県公害防止条例施行規則」(平成 7 年宮城県規則第 79 号)に基づき、対象事業実施区域の位置する用途地域の指定のない地域は第 1 種区域の規制基準が適用される。

表 3.2-28 特定工場等において発生する振動の規制基準

区域区分		時間区分	昼間 (8:00～19:00)	夜間 (19:00～8:00)
第 1 種区域	第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、田園住居地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域		60 デシベル	55 デシベル
第 2 種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域		65 デシベル	60 デシベル

備考

- 上表に掲げる区域内に所在する学校、保育所、病院及び患者を入院させるための施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホーム並びに幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね 50m の区域内における基準は、上表に定める値からそれぞれ 5 デシベルを減じた値とする。
- 都市計画法に基づく用途地域の指定のない地域及び仙台市の一部の近隣商業地域については、宮城県公害防止条例施行規則に基づき「第 1 種区域」の規制基準を適用する。

「特定工場等において発生する振動の規制に関する基準」(昭和 51 年環境庁告示第 90 号、最終改正：平成 27 年 4 月 20 日)
「振動規制法に基づく地域の指定及び規制基準の設定」(平成 27 年宮城県告示第 391 号、最終改正：平成 30 年宮城県告示第 288 号)
宮城県公害防止条例施行規則別表第 2 第 5 号 により作成

表 3.2-29 特定建設作業に伴って発生する振動の規制基準

規制種別	基準値	作業禁止時間	1 日当たりの作業時間	作業期間	作業禁止日
第 1 号区域	75 デシベル (敷地境界線)	19:00～7:00	10 時間以内	連続 6 日以内	日曜日 その他の休日
第 2 号区域		22:00～6:00	14 時間以内		

備考：宮城県における第 1 号区域及び第 2 号区域とはそれぞれ次のとおりである。
第 1 号区域：第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、田園住居地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域及び準工業地域並びに工業地域のうち学校、保育所、病院及び患者を入院させるための施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園等の敷地 80m までの区域
第 2 号区域：指定地域のうち第 1 号区域以外の区域

「振動規制法施行規則」(昭和 51 年総理府令第 58 号、最終改正：令和 3 年 3 月 25 日)
「振動規制法に基づく特定建設作業に係る区域の指定」(平成 24 年宮城県告示第 310 号、最終改正：平成 30 年宮城県告示第 285 号) により作成

表 3.2-30 道路交通振動の要請限度

区域の区分	時間区分	昼間 (8:00~19:00)	夜間 (19:00~8:00)
	第1種区域		65 デシベル
第2種区域		70 デシベル	65 デシベル

備考：宮城県における第1種区域及び第2種区域とはそれぞれ次のとおりである。
 第1種区域：第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、田園住居地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域
 第2種区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

「振動規制法施行規則」(昭和51年総理府令第58号、最終改正：令和3年3月25日)
 「道路交通振動規制の区域及び時間」(昭和53年宮城県告示第265号) より作成

④ 水質汚濁

対象事業実施区域及びその周囲における工場及び事業場からの排水については、「水質汚濁防止法」（昭和 45 年法律第 138 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）に基づき、表 3.2-31 のとおり全国一律の排水基準（有害物質 28 物質、その他の項目 15 項目）が定められている。

なお、本事業ではこれらが適用される特定施設は設置しない。

表 3.2-31(1) 水質汚濁防止法に基づく排水基準（有害物質）

有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	0.03mgCd/L
シアン化合物	1mgCN/L
有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN に限る。）	1mg/L
鉛及びその化合物	0.1mgPb/L
六価クロム化合物	0.5mgCr(VI)/L
砒素及びその化合物	0.1mgAs/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005mgHg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L
トリクロロエチレン	0.1mg/L
テトラクロロエチレン	0.1mg/L
ジクロロメタン	0.2mg/L
四塩化炭素	0.02mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L
1,1-ジクロロエチレン	1mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L
1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L
チウラム	0.06mg/L
シマジン	0.03mg/L
チオベンカルブ	0.2mg/L
ベンゼン	0.1mg/L
セレン及びその化合物	0.1mgSe/L
ほう素及びその化合物	海域以外 10mgB/L 海域 230mgB/L
ふっ素及びその化合物	海域以外 8mgF/L 海域 15mgF/L
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	(※) 100mg/L
1,4-ジオキサン	0.5mg/L
備考	
1. 「検出されないこと」とは、環境大臣が定める方法により排水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。 2. 砒素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和 49 年政令第 363 号）の施行の際現にゆう出している温泉（温泉法（昭和 23 年法律第 125 号）第 2 条第 1 項に規定するものをいう。以下同じ。）を利用する旅館業に属する事業場に係る排水については、当分の間、適用しない。	

注：(※) は、アンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量を示す。

〔排水基準を定める省令〕（昭和 46 年総理府令第 35 号、最終改正：令和 5 年 9 月 29 日）より作成

表 3.2-31(2) 水質汚濁防止法に基づく排水基準（その他の項目）

項 目	許容限度
水素イオン濃度 (pH)	海域以外 5.8～8.6 海域 5.0～9.0
生物化学的酸素要求量 (BOD)	160mg/L (日間平均 120mg/L)
化学的酸素要求量 (COD)	160mg/L (日間平均 120mg/L)
浮遊物質量 (SS)	200mg/L (日間平均 150mg/L)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	5mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	30mg/L
フェノール類含有量	5mg/L
銅含有量	3mg/L
亜鉛含有量	2mg/L
溶解性鉄含有量	10mg/L
溶解性マンガン含有量	10mg/L
クロム含有量	2mg/L
大腸菌群数	日間平均 3,000 個/cm ³
窒素含有量	120mg/L (日間平均 60mg/L)
燐含有量	16mg/L (日間平均 8mg/L)
備考	<p>1. 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。</p> <p>2. この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が 50m³以上である工場又は事業場に係る排水水について適用する。</p> <p>3. 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業（硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。）に属する工場又は事業場に係る排水水については適用しない。</p> <p>4. 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。</p> <p>5. 生物化学的酸素要求量 (BOD) についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水水に限って適用し、化学的酸素要求量 (COD) についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水水に限って適用する。</p> <p>6. 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼※、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であつて水の塩素イオン含有量が 1L につき 9,000mg を超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域※及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。</p> <p>7. 燐含有量についての排水基準は、燐が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。</p> <p>※「環境大臣が定める湖沼」＝昭和 60 年環境庁告示第 27 号（窒素含有量又は燐含有量についての排水基準に係る湖沼） 「環境大臣が定める海域」＝平成 5 年環境庁告示第 67 号（窒素含有量又は燐含有量についての排水基準に係る海域）</p>

〔「排水基準を定める省令」(昭和 46 年総理府令第 35 号、最終改正：令和 5 年 9 月 29 日)より作成〕

⑤ 悪臭

悪臭の規制については、「悪臭防止法」（昭和 46 年法律第 91 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）第 3 条及び第 4 条に基づき都道府県知事（市の区域内の地域については、市長。）が「特定悪臭物質の濃度」又は「臭気指数」いずれかの方法を採用し、次について定めるものとなっている。

- ・ 第 1 号規制：敷地境界線における大気中の特定悪臭物質濃度（あるいは臭気指数）の許容限度
- ・ 第 2 号規制：煙突その他の気体排出口における排出気体中の特定悪臭物質濃度（あるいは臭気指数・臭気排出強度）の許容限度
- ・ 第 3 号規制：排出水中の特定悪臭物質濃度（あるいは臭気指数）の許容限度

宮城県では、12 市 2 町（※）において臭気指数による規制が行われており、その規制基準は表 3.2-32 のとおりである。

対象事業実施区域及びその周囲においては、悪臭防止法に基づく規制地域は存在しないが、「宮城県公害防止条例」（昭和 46 年宮城県条例第 12 号）に基づき、規制対象の施設に対し悪臭防止法に基づく規制基準と同様の規制基準が適用されている。

※：石巻市、塩竈市、気仙沼市、白石市、名取市、角田市、多賀城市、岩沼市、登米市、栗原市、東松島市、大崎市、亘理町及び七ヶ浜町の一部地域。
仙台市は特定悪臭物質の濃度規制が行われている。

表 3.2-32 悪臭防止法に基づく規制基準

敷地境界線	排出口	排水
臭気指数 15	悪臭防止法第 4 条第 2 項に定める規制基準を基礎として、悪臭防止法施行規則第 6 条の 2 に定める方法により算出した臭気排出強度又は臭気指数	臭気指数 31

注：測定法は三点比較式臭袋法、三点比較式フラスコ法

〔令和 4 年版宮城県環境白書〕（宮城県、令和 5 年）より作成

⑥ 土壌汚染

土壌汚染については、「土壌汚染対策法」（平成 14 年法律第 53 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）に基づく区域の指定に係る基準は表 3.2-33 のとおりである。

「土壌汚染対策法に基づく要措置区域・形質変更時要届出区域(令和 5 年 10 月 31 日現在)」(環境省 HP、閲覧：令和 5 年 11 月)によると、加美町において「土壌汚染対策法」に基づく「要措置区域」及び「形質変更時要届出区域」の指定はない。

また、「令和 3 年度農用地土壌汚染防止法の施行状況」（環境省、令和 4 年）によると、加美町において、「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」（昭和 45 年法律第 139 号、最終改正：平成 23 年 8 月 30 日）に基づく「農用地土壌汚染対策地域」の指定はない。

表 3.2-33(1) 区域の指定に係る規制基準（土壌溶出量基準）

特定有害物質の種類	要件
カドミウム及びその化合物	検液 1L につきカドミウム 0.003mg 以下であること。
六価クロム化合物	検液 1L につき六価クロム 0.05mg 以下であること。
クロロエチレン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
シアン化合物	検液中にシアンが検出されないこと。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
水銀及びその化合物	検液 1L につき水銀 0.0005mg 以下であり、かつ、検液中にアルキル水銀が検出されないこと。
セレン及びその化合物	検液 1L につきセレン 0.01mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
鉛及びその化合物	検液 1L につき鉛 0.01mg 以下であること。
砒素及びその化合物	検液 1L につき砒素 0.01mg 以下であること。
ふっ素及びその化合物	検液 1L につきふっ素 0.8mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ほう素及びその化合物	検液 1L につきほう素 1mg 以下であること。
ポリ塩化ビフェニル	検液中に検出されないこと。
有機りん化合物	検液中に検出されないこと。

〔「土壌汚染対策法施行規則」（平成 14 年環境省令第 29 号、最終改正：令和 4 年 12 月 16 日）より作成〕

表 3.2-33(2) 区域の指定に係る規制基準（土壌含有量基準）

特定有害物質の種類	要件
カドミウム及びその化合物	土壌 1kg につきカドミウム 45mg 以下であること。
六価クロム化合物	土壌 1kg につき六価クロム 250mg 以下であること。
シアン化合物	土壌 1kg につき遊離シアン 50mg 以下であること。
水銀及びその化合物	土壌 1kg につき水銀 15mg 以下であること。
セレン及びその化合物	土壌 1kg につきセレン 150mg 以下であること。
鉛及びその化合物	土壌 1kg につき鉛 150mg 以下であること。
砒素及びその化合物	土壌 1kg につき砒素 150mg 以下であること。
ふっ素及びその化合物	土壌 1kg につきふっ素 4,000mg 以下であること。
ほう素及びその化合物	土壌 1kg につきほう素 4,000mg 以下であること。

〔土壌汚染対策法施行規則〕（平成 14 年環境省令第 29 号、最終改正：令和 4 年 12 月 16 日）より作成]

⑦ 土砂等の埋立て等

建設工事に伴い発生した土砂の管理については、「土砂等の埋立て等の規制に関する条例」（令和元年宮城県条例第 74 号）に基づき、3,000m²以上の土地へ土砂等の埋立て等を行うときは宮城県の許可を受ける必要がある。また、土砂等の埋立て等を行う際には、災害の発生を防止するために必要な措置を講じることが定められている。

⑧ 地盤沈下

地盤沈下の規制に関しては、「工業用水法」（昭和 31 年法律第 146 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）及び「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」（昭和 37 年法律第 100 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）に基づき、規制地域が指定されているが、「令和 3 年度全国の地盤沈下地域の概況」（環境省、令和 5 年）によると、加美町には「工業用水法」及び「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」に基づく規制地域の指定はない。

⑨ 産業廃棄物

産業廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年法律第 137 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）及び「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成 12 年法律第 104 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）により、事業活動等に伴って発生した廃棄物（石綿等含有廃建材を含む。）は事業者自らの責任において適正に処理することが定められている。

⑩ 温室効果ガス

温室効果ガスについては、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成 10 年法律第 117 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）により、事業活動等に伴って相当程度多い温室効果ガスを排出する特定排出者は、事業を所管する大臣への温室効果ガス算定排出量の報告が定められている。

なお、「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」（昭和 54 年法律第 49 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）の定期報告を行う事業者については、エネルギー起源二酸化炭素排出量の報告を行うことにより、「地球温暖化対策の推進に関する法律」上の報告を行ったとみなされる。

(3) その他の環境保全計画等

① 宮城県環境基本計画

「宮城県環境基本計画」は、「環境基本条例」（平成7年宮城県条例第16号）に基づき、宮城県の良好な環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な目標及び県の施策の大綱を定めるもので、「新・宮城の将来ビジョン」の環境分野の個別計画であるとともに、本計画に連なる環境分野の個別計画に施策の基本的方向性を与えるものである。

「宮城県環境基本計画（第4期）」は、令和3年度から令和12年度までの10年間の計画期間として令和3年3月に策定された。

同計画では、計画の遂行により目指す将来像を「豊かで美しい自然とともに、健やかで快適な暮らしが次世代へ受け継がれる県土」、「持続可能な社会の実現に向けて全ての主体が行動する地域社会」と設定している。

計画の体系は表3.2-34のとおりである。

表 3.2-34 将来像を実現するための基本方針及び政策（宮城県環境基本計画）

将来像を実現するための基本方針	基本方針1 「震災復興計画」以降の社会・経済の状況を見据えた新しい宮城の環境の創造
	基本方針2 SDGsや「地域循環共生圏」の考え方を踏まえた、環境・経済・社会の統合的向上
	基本方針3 気候変動の影響への適応
将来像を実現するための政策	政策1 脱炭素社会の構築
	政策2 循環型社会の形成
	政策3 自然共生社会の形成
	政策4 安全で良好な生活環境の確保

〔「宮城県環境基本計画（第4期）」（宮城県、令和3年）より作成〕

② 加美町環境基本計画

「加美町環境基本計画」は「加美町環境基本条例」（平成17年加美町条例第2号）に基づくものであるとともに、平成27年に策定した「加美町笑顔幸福プラン（第二次加美町総合計画）」に掲げる加美町の目指すべき姿「善意と資源とお金が循環する、人と自然にやさしいまち」の実現を環境面から推進するものである。

令和5年に改訂された「加美町環境基本計画<改訂版>」は、令和5年度から令和14年度までの10年間の計画期間としている。

「加美町環境基本計画<改訂版>」では、加美町の実現すべき将来像を「美しい水と緑と笑顔にあふれ ところ豊かな暮らしを育むまち 加美」と掲げている。

将来像を実現するための基本政策は表3.2-35のとおりである。

表 3.2-35 加美町環境基本計画の基本政策

将来像	基本政策	施策の目標
美しい水と緑と笑顔にあふれ ころ豊かな暮らしを育むまち 加美	1 脱炭素社会の構築	(1) 電力の地産地消の推進
		(2) 再生可能エネルギー導入の推進
		(3) 温室効果ガスの排出削減
	2 循環型社会の構築	(1) ごみ減量化の促進
		(2) 循環型社会への転換
		(3) 不法投棄対策の推進
	3 自然共生社会の形成	(1) 自然環境の保全と活用
		(2) 気候変動による自然災害予防と対策
		(3) 自然と共生する農業の推進
		(4) 森林資源の適正な管理
		(5) 野生動植物との共生
	4 環境に配慮した安全・快適なまちづくりの実施	(1) きれいな水資源の保全
		(2) 快適な住環境の整備
		(3) 有害化学物質対策の推進
	5 住民による環境保全の積極的な推進	(1) 協働によるまちなみ・農村景観の整備
(2) 景観美化と環境学習		

〔「加美町環境基本計画<改訂版>」(加美町、令和5年)より作成〕

2. 自然関係法令等

(1) 自然保護関係

① 自然公園法に基づく自然公園

対象事業実施区域及びその周囲における「自然公園法」（昭和 32 年法律第 161 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）及び「県立自然公園条例」（昭和 34 年宮城県条例第 20 号）に基づく自然公園の指定状況は、表 3.2-36 及び図 3.2-11 のとおりであり、対象事業実施区域の周囲に「県立自然公園船形連峰」の第 2 種特別地域が存在する。

なお、自然公園の指定区分は以下のとおりである。

特別保護地区：公園の中で特にすぐれた自然景観、原始状態を保持している地区で、最も厳しく行為が規制される。

第 1 種特別地域：特別保護地区に準ずる景観を有し、特別地域のうちで風致を維持する必要性が最も高い地域であって、現在の景観を極力保護することが必要な地域。

第 2 種特別地域：農林漁業活動について、つとめて調整を図ることが必要な地域。

第 3 種特別地域：特別地域の中では風致を維持する必要性が比較的低い地域であって、通常の農林漁業活動については規制のかからない地域。

普通地域：特別地域や海域公園地区に含まれない地域で、風景の保護を図る地域。特別地域や海域公園地区と公園区域外との緩衝地域（バッファゾーン）。

表 3.2-36 自然公園の概要

(単位：ha)

名称 (指定年月日)	総面積	特別 保護地区	特別地域			普通地域
			第 1 種 特別地域	第 2 種 特別地域	第 3 種 特別地域	
県立自然公園船形連峰 (昭和 37 年 11 月 1 日)	35,449	—	2,372	5,827	18,310	8,940

注：表中の「—」は存在しないことを示す。

〔令和 4 年版宮城県環境白書（資料編）〕（宮城県、令和 5 年）より作成

② 自然環境保全法の規定により指定された保全地域

対象事業実施区域及びその周囲における「自然環境保全法」（昭和 47 年法律第 85 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）及び「自然環境保全条例」（昭和 47 年宮城県条例第 25 号）に基づく自然環境保全地域の指定状況は、表 3.2-37 及び図 3.2-11 のとおりであり、対象事業実施区域の周囲に「荒沢県自然環境保全地域」が存在する。

表 3.2-37 自然環境保全地域の概要

名称 (指定年月日)	面積 (ha)	地域の特徴
荒沢県自然環境保全地域 (平成 22 年 3 月 23 日)	754.6	スゲ沼巨大地すべり地の特異な地形 ルリイトンボ等希少昆虫類の生息地

〔令和 4 年版宮城県環境白書（資料編）〕（宮城県、令和 5 年）より作成

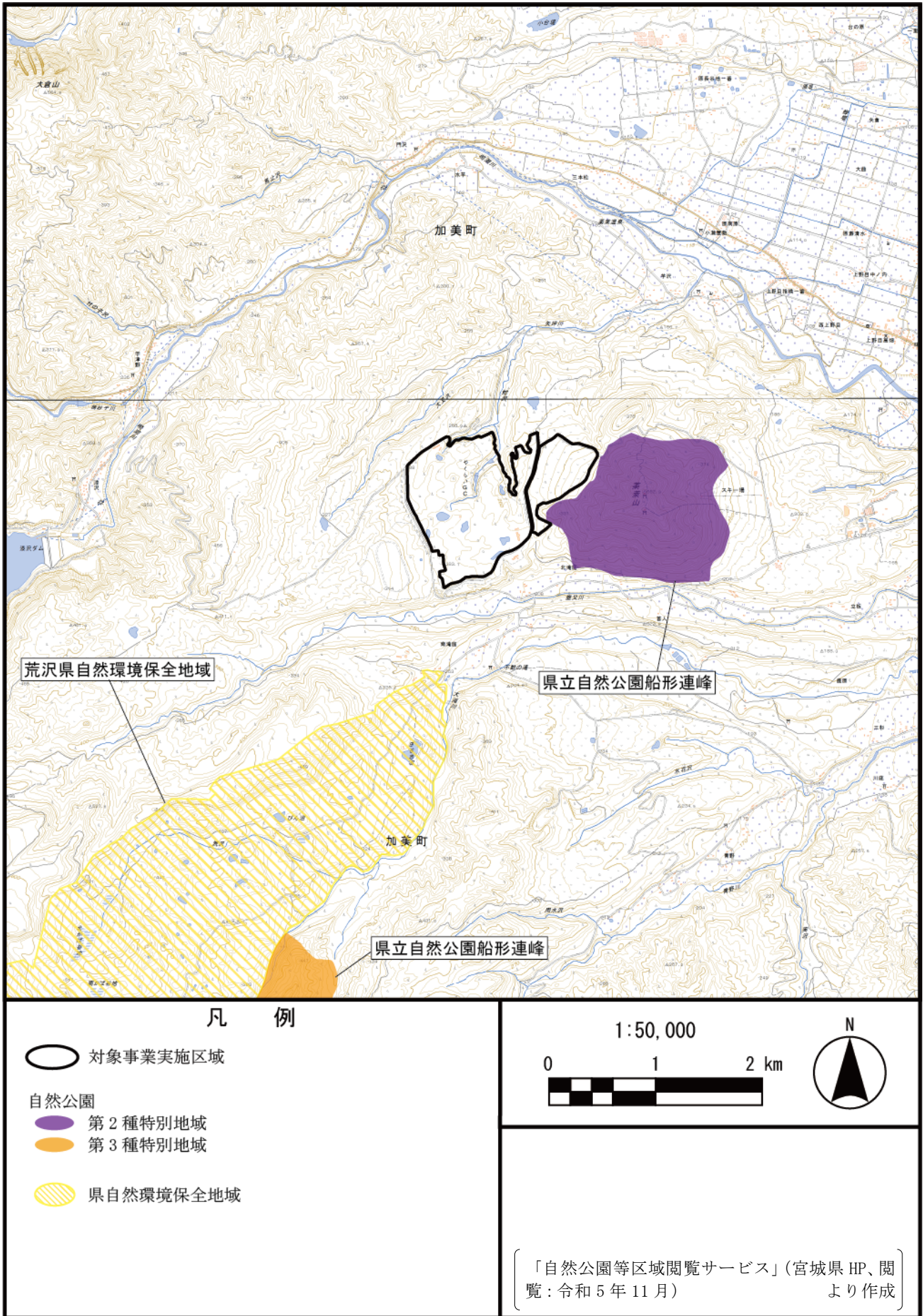


図 3.2-11(1) 自然公園及び自然環境保全地域の状況

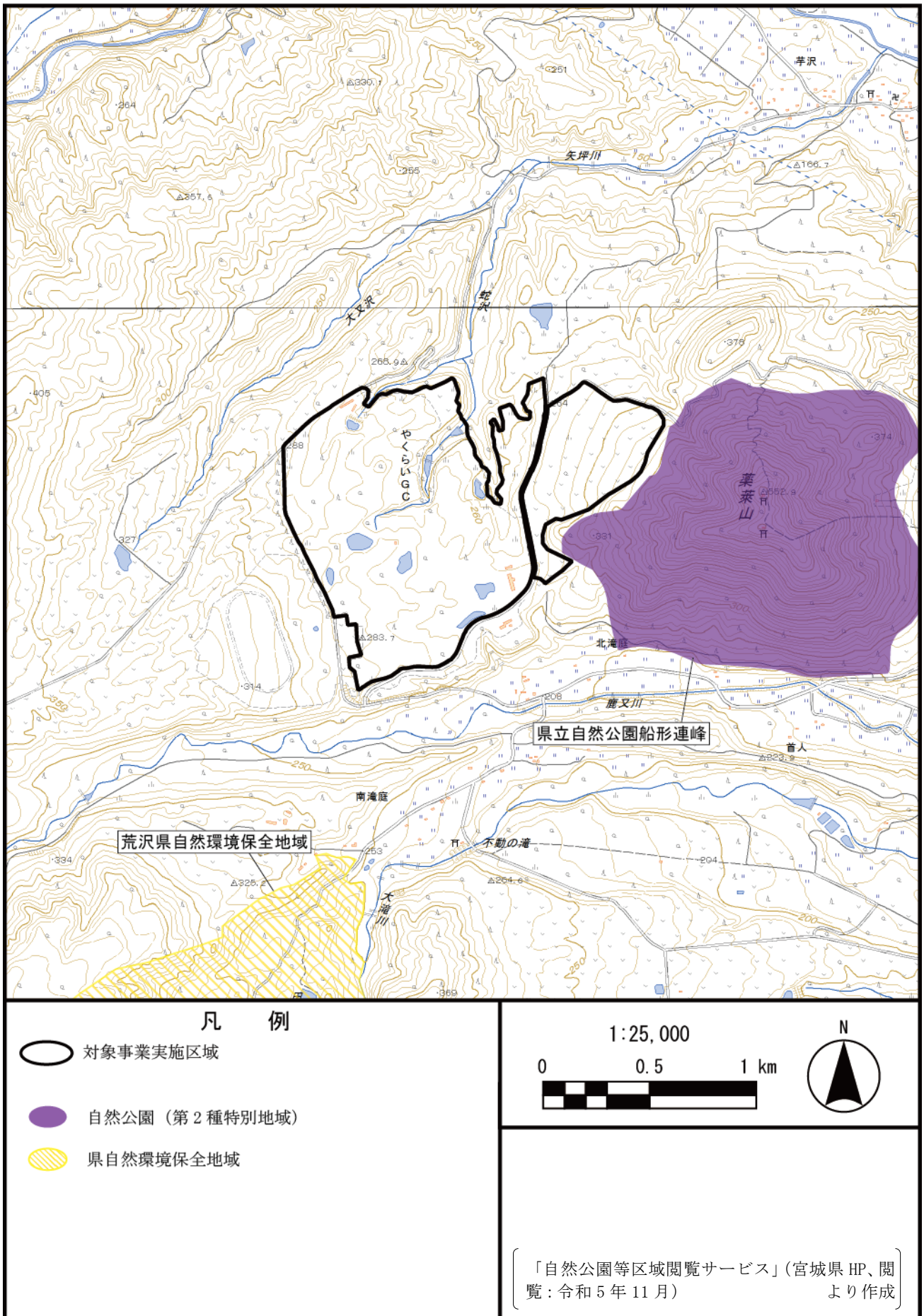


図 3.2-11 (2) 自然公園及び自然環境保全地域の状況 (拡大)

③ 世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約に基づく自然遺産の区域

対象事業実施区域及びその周囲には、「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」（平成4年条約第7号）の第11条2の世界遺産一覧表に基づく文化遺産及び自然遺産の区域はない。

④ 都市緑地法に基づく緑地保全地域または特別緑地保全地区の区域

対象事業実施区域及びその周囲には、「都市緑地法」（昭和48年法律第72号、最終改正：令和5年6月16日）の規定に基づく緑地保全地域及び特別緑地保全地区の区域はない。

⑤ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく鳥獣保護区

対象事業実施区域及びその周囲における、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（平成14年法律第88号、最終改正：令和4年6月17日）に基づく鳥獣保護区は、表3.2-38及び図3.2-12のとおりであり、対象事業実施区域及びその周囲に「葉菜山鳥獣保護区」及び「大の原鳥獣保護区」が存在する。

表 3.2-38 鳥獣保護区の指定状況

名称	所在地	指定区分	面積 (ha)	期限
葉菜山鳥獣保護区	加美町	森林鳥獣生息地	1,131	令和13年10月31日
大の原鳥獣保護区	加美町	森林鳥獣生息地	773	令和11年10月31日

「令和5年度鳥獣保護区等位置図」（宮城県HP、閲覧：令和5年11月）
平成21年宮城県告示第944号
平成23年宮城県告示第786号
より作成

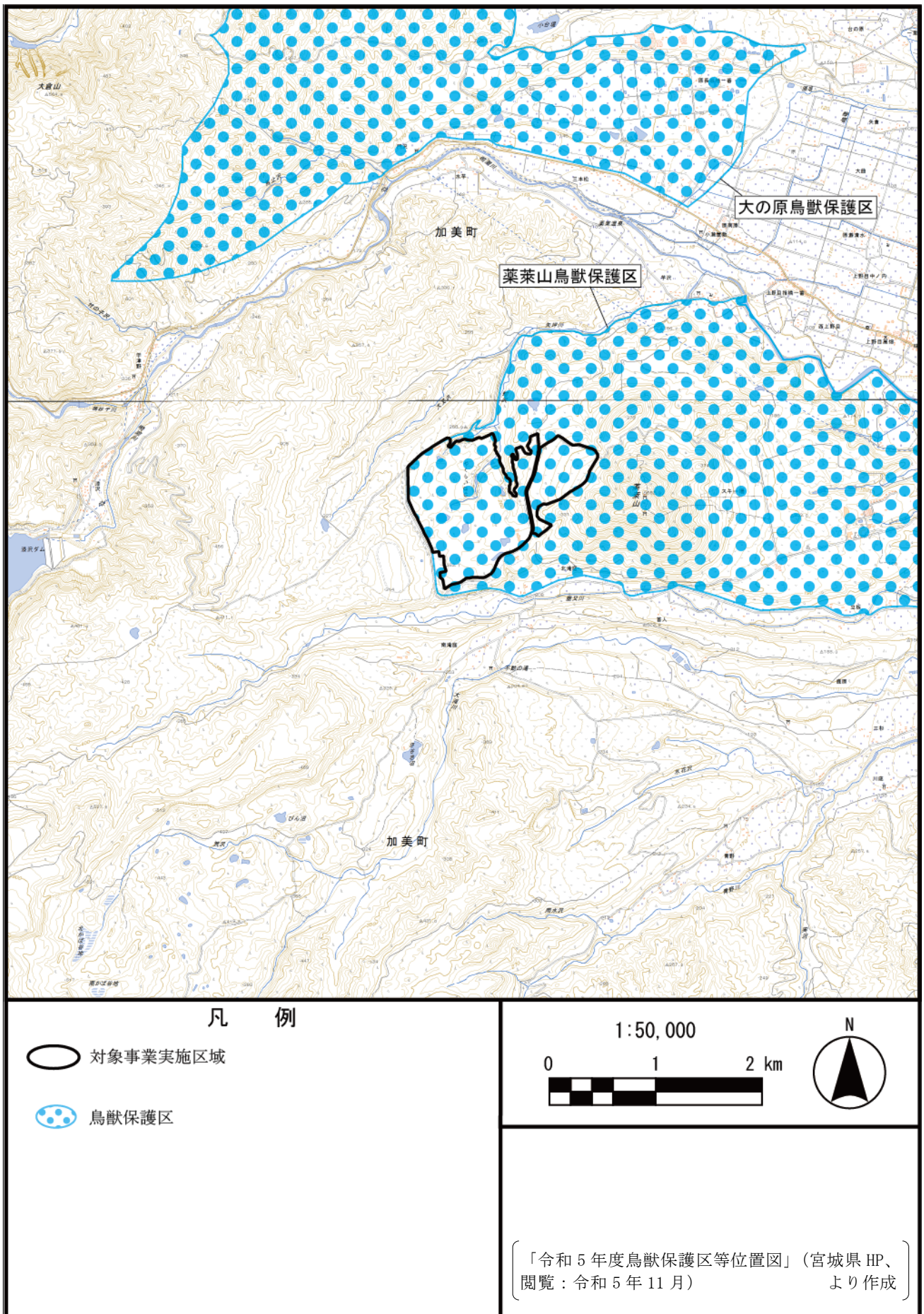


図 3.2-12 鳥獣保護区の指定状況

⑥ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に基づく生息地等保護区

対象事業実施区域及びその周囲には、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成4年法律第75号、最終改正：令和4年6月17日）により指定された生息地等保護区はない。

⑦ 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約に基づく湿地の区域

対象事業実施区域及びその周囲には、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」（昭和55年条約第28号、最終改正：平成6年4月29日）の規定により指定された湿地の区域はない。

⑧ ふるさと宮城の水循環保全条例に基づく水道水源特定保全地域、加美町水資源保全条例に基づく水資源保全地域

対象事業実施区域及びその周囲における「ふるさと宮城の水循環保全条例」（平成16年宮城県条例第42号）に基づく水道水源特定保全地域、「加美町水資源保全条例」（平成26年加美町条例代22号）に基づく水資源保全地域の指定状況は図3.2-13のとおりであり、対象事業実施区域の周囲に「鳴瀬川流域水道水源特定保全地域」及び「加美町水資源保全地域」が存在する。

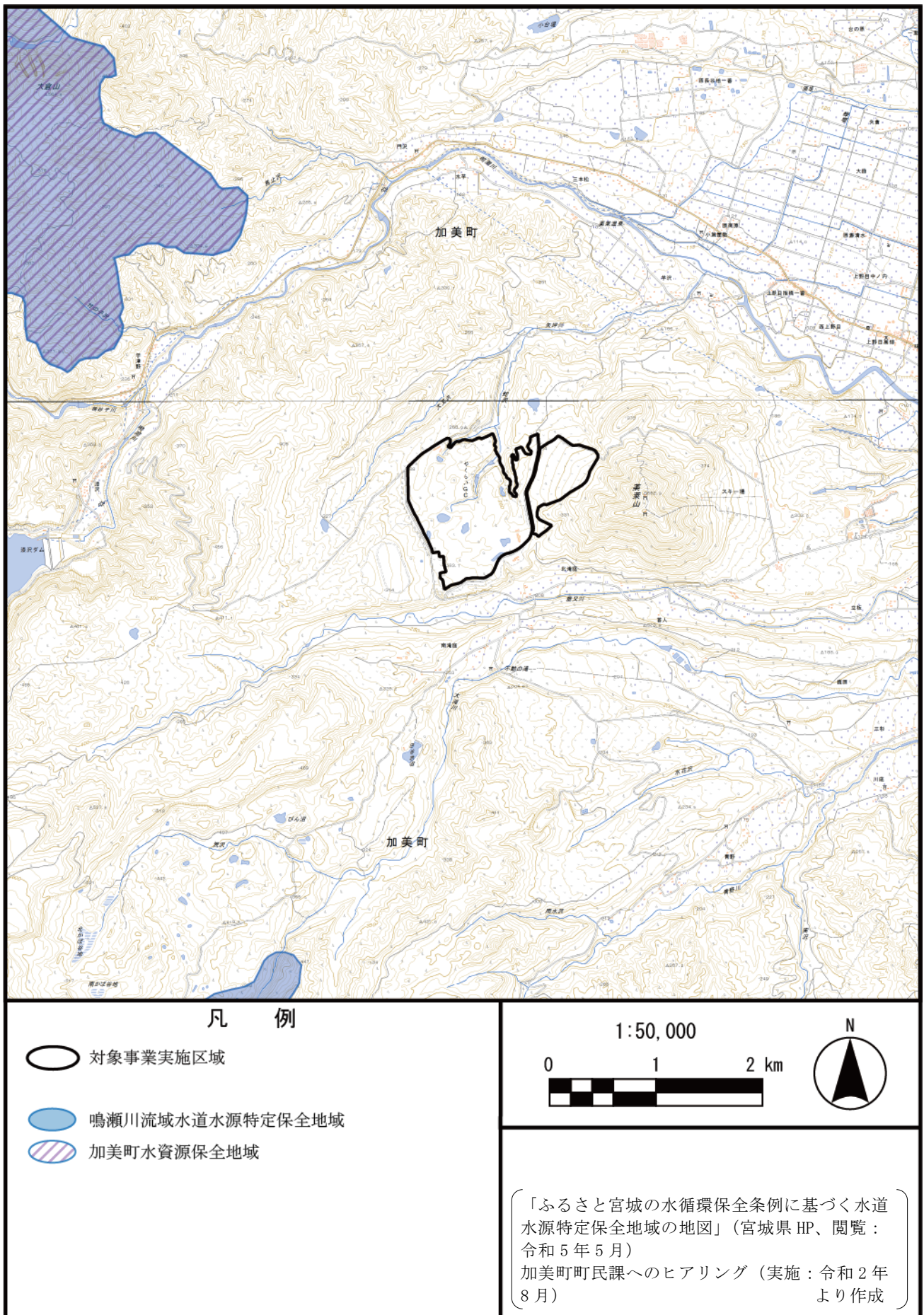


図 3.2-13 水道水源特定保全地域及び水資源保全地域の指定状況

(2) 史跡・名勝・天然記念物

対象事業実施区域及びその周囲における「文化財保護法」（昭和 25 年法律第 214 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）等に基づく史跡・名勝・天然記念物の状況は、表 3.2-39 及び図 3.2-14 のとおりであり、対象事業実施区域の周囲に「荒沢の水ばしょう」及び「薬菜山のブナ林、サワグルミ、トチノキ林の原生林」が存在する。

また、「文化財保護法」に基づく周知の埋蔵文化財包蔵地の状況は、表 3.2-40 及び図 3.2-15 のとおりであり、対象事業実施区域内に埋蔵文化財包蔵地が点在する。

表 3.2-39 史跡・名勝・天然記念物の状況

指定区分	種別	名称	所在地
国	天然記念物	イヌワシ	宮城県 (地域を定めず指定したもの)
		ヒシクイ	
		マガン	
加美町	天然記念物	ヤマネ	本州 (地域を定めず指定したもの)
		荒沢の水ばしょう	加美郡加美町字鹿原田谷地
		薬菜山のブナ林、サワグルミ、 トチノキ林の原生林	加美郡加美町味ヶ袋薬菜原

注：国指定の特別天然記念物であるカモシカ等の「地域を定めず指定したもの」の情報については、出典において「本州」、「宮城県」等の対象事業実施区域及びその周囲に該当する地名の記載がない場合に非記載とした。

〔「国指定文化財等データベース」（文化庁 HP、閲覧：令和 5 年 11 月）
 「文化財一覧」（加美町 HP、閲覧：令和 5 年 11 月）より作成〕

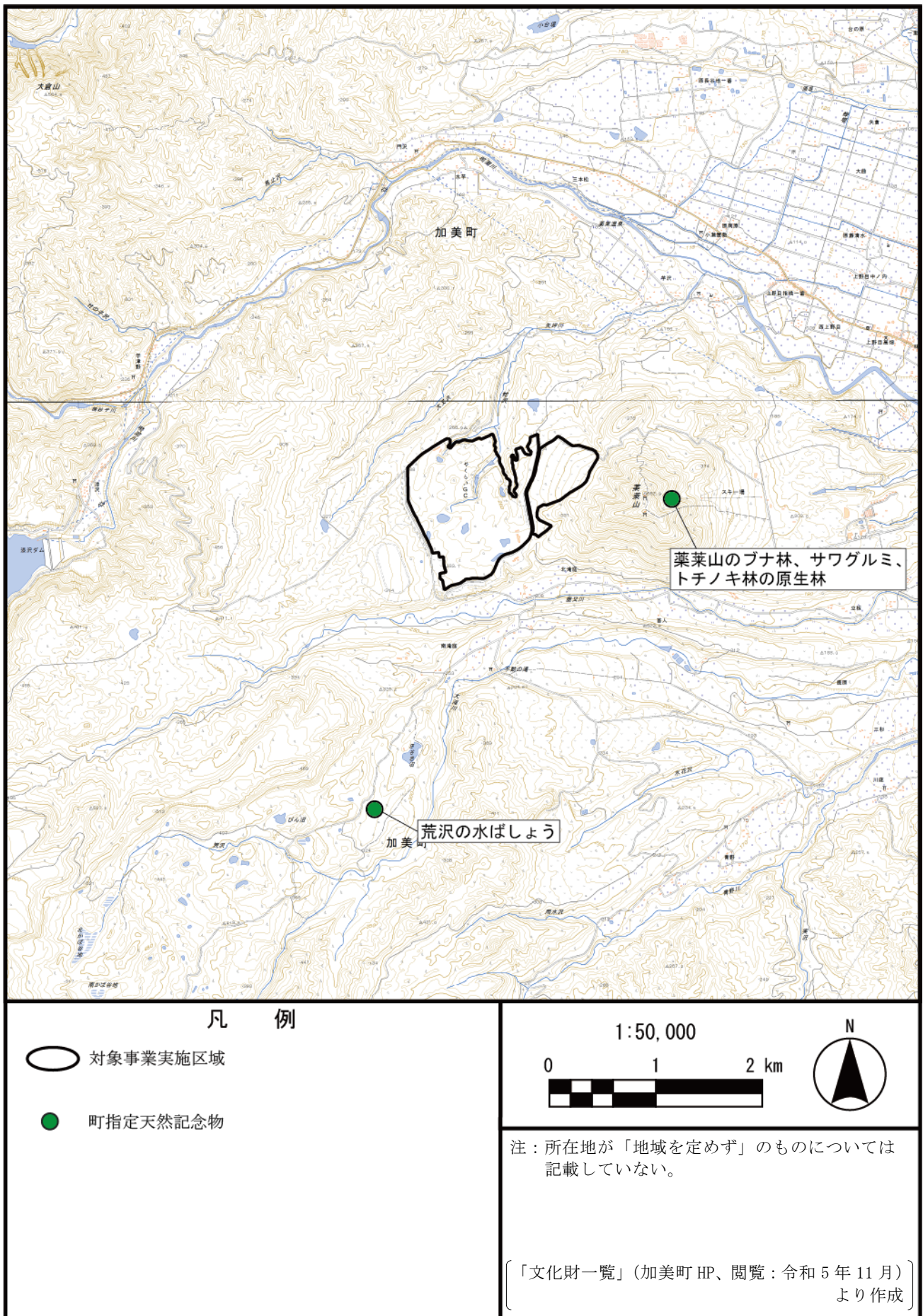


図 3.2-14 史跡・名勝・天然記念物の状況

表 3. 2-40(1) 周知の埋蔵文化財包蔵地の状況

番号	遺跡名	所在地	種別	時代
1	窪田遺跡	加美町字芋沢久保田	散布地	縄文中・晩
2	芋沢館跡	加美町字芋沢羽場田	城館	中世
3	把田遺跡	加美町字芋沢羽場田	散布地	縄文
4	常陸館跡	加美町字芋沢植村	城館	中世
5	芋沢遺跡	加美町字芋沢植村	散布地	縄文晩
6	薬菜山No.27 遺跡	加美町字芋沢柏木平	散布地	縄文
7	薬菜山No.26 遺跡	加美町字芋沢柏木平	散布地	縄文早・晩
8	薬菜山No.25 遺跡	加美町字芋沢柏木平	散布地	縄文
9	薬菜山No.32 遺跡	加美町字芋沢柏木平	散布地	旧石器・縄文
10	薬菜山No. 1 遺跡	加美町字芋沢柏木平	散布地	縄文・古代
11	薬菜山No.21 遺跡	加美町字芋沢柏木平	散布地	縄文早
12	薬菜山No.24 遺跡	加美町字芋沢柏木平	散布地	縄文早末～前
13	薬菜山No.22 遺跡	加美町字芋沢柏木平	散布地	縄文?
14	薬菜山No.20 遺跡	加美町字芋沢柏木平	散布地	縄文早・前・弥生
15	薬菜山No.23 遺跡	加美町字芋沢柏木平	散布地	縄文早・前・晩
16	薬菜山No.14 遺跡	加美町字味ヶ袋薬菜原	散布地	縄文早～中・晩
17	薬菜山No.38 遺跡	加美町字芋沢柏木平	散布地	縄文
18	薬菜山No. 5 遺跡	—	—	—
19	薬菜山No.18 遺跡	加美町字芋沢柏木平	散布地	縄文早～中・晩
20	薬菜山No.16 遺跡	加美町字芋沢柏木平	散布地	旧石器・縄文早末～前初
21	薬菜山No.15 遺跡	加美町字芋沢柏木平	散布地	縄文晩
22	薬菜山No. 2 遺跡	加美町字芋沢柏木平	散布地	縄文
23	薬菜山No.34 遺跡	加美町字芋沢柏木平	散布地	旧石器
24	薬菜山No.17 遺跡	加美町字芋沢柏木平	散布地	旧石器・縄文早
25	薬菜山No.33 遺跡	加美町字芋沢柏木平	散布地	縄文
26	薬菜山No. 3 遺跡	加美町字芋沢柏木平	散布地	縄文
27	薬菜山No. 4 遺跡	加美町字芋沢柏木平	散布地	縄文
28	薬菜山No.35 遺跡	加美町字芋沢柏木平	散布地	旧石器
29	薬菜山No.30 遺跡	加美町字芋沢柏木平	散布地	縄文中
30	薬菜山No.10 遺跡	加美町字鹿原系メ	散布地	縄文早
31	薬菜山No.13 遺跡	加美町字鹿原系メ	散布地	旧石器・縄文早～前初
32	薬菜山No.31 遺跡	加美町字芋沢薬菜原、加美町字鹿原系メ	散布地	旧石器・縄文
33	薬菜山No.12 遺跡	加美町字鹿原系メ	散布地	縄文早
34	薬菜山No. 8 遺跡	加美町字鹿原系メ	散布地	旧石器・縄文早
35	薬菜山No. 9 遺跡	加美町字鹿原系メ	散布地	縄文早・前・晩
36	薬菜山No.37 遺跡	加美町字鹿原系メ	散布地	縄文早
37	薬菜山No.11 遺跡	加美町字鹿原系メ	散布地	縄文早
38	薬菜山No.36 遺跡	加美町字芋沢柏木平	散布地	縄文早
39	滝庭遺跡	加美町字鹿原南滝庭	散布地	縄文晩
40	下台野遺跡	加美町字鹿原下台野	散布地	旧石器
41	田谷地北遺跡	加美町字鹿原田谷地	散布地	縄文晩
42	滝庭小屋館跡	加美町字鹿原南滝庭	城館	中世
43	田谷地南遺跡	加美町字鹿原田谷地	散布地	縄文後
44	鹿原E遺跡	加美町字鹿原上ノ台	散布地	縄文
45	鹿原D遺跡	加美町字鹿原上ノ台	散布地	縄文・弥生後
46	鹿原F遺跡	加美町字鹿原上ノ台	散布地	縄文中・古代
47	鹿原G遺跡	加美町字鹿原上台	散布地	縄文
48	薬菜原No. 7 遺跡	加美町字味ヶ袋薬菜原	散布地	縄文

注：1. 表中の番号は、図 3. 2-15 の番号に対応する。

2. 「—」は情報が無いことを示す。

（「宮城県遺跡地名表（令和5年12月6日現在）」（宮城県HP、閲覧：令和6年1月）
事業者提供資料 により作成）

表 3.2-40(2) 周知の埋蔵文化財包蔵地の状況

番号	遺跡名	所在地	種別	時代
49	沼頭遺跡	加美町字門沢沼頭平	散布地	縄文
50	一ノ城館跡	加美町字門沢	城館	中世
51	山岸遺跡	加美町字門沢山岸	散布地	縄文中
52	小台遺跡	加美町宮崎字新田	散布地	縄文
53	大の原遺跡	加美町宮崎字南	散布地	古代
54	水芋遺跡	加美町字水芋屋敷	散布地	縄文中
55	三本松遺跡	加美町字原三本松	集落	縄文中
56	牛留り遺跡	加美町宮崎字南	散布地	縄文
57	空屋敷遺跡	加美町宮崎字天光沢	散布地	縄文
58	南遺跡	加美町宮崎字南	散布地	縄文
59	一本松遺跡	加美町宮崎字南	散布地	縄文
60	深草館跡	加美町字上野目深草	城館	中世
61	葉菜原No.18 遺跡	加美町字味ヶ袋御用水御林	散布地	縄文
62	荒館城跡（三津沢城）	加美町字味ヶ袋荒館	城館・横穴墓	古墳後・室町
63	荒館横穴墓群	加美町字味ヶ袋水沢	横穴墓群	古墳
64	味ヶ袋館跡	加美町字味ヶ袋神明下	城館	中世
65	葉菜原No.14 遺跡	加美町字味ヶ袋御用水御林	散布地	縄文晩
66	葉菜原No.2 遺跡	加美町字味ヶ袋葉菜原	散布地	縄文後
67	葉菜原No.11 遺跡	加美町字味ヶ袋御用水御林	散布地	縄文早・中・晩
68	葉菜原No.1 遺跡	加美町字味ヶ袋葉菜原	散布地	縄文
69	葉菜原No.17 遺跡	加美町字味ヶ袋葉菜原	散布地	縄文
70	葉菜原No.10 遺跡	加美町字味ヶ袋御用水御林	散布地	縄文前・中・平安
71	葉菜原No.13 遺跡	加美町字味ヶ袋御用水御林	散布地	縄文
72	葉菜原No.12 遺跡	加美町字味ヶ袋御用水御林	散布地	縄文早～中
73	葉菜原No.16 遺跡	加美町字味ヶ袋葉菜原	散布地	縄文
74	葉菜原No.15 遺跡	加美町字味ヶ袋葉菜原	散布地	旧石器・縄文
75	葉菜原No.22 遺跡	加美町字味ヶ袋葉菜原	散布地	縄文
76	葉菜原No.25 遺跡	加美町味ヶ袋葉菜原	散布地	縄文
77	葉菜原No.23 遺跡	加美町字味ヶ袋葉菜原	散布地	縄文
78	葉菜原No.24 遺跡	加美町字味ヶ袋葉菜原	散布地	縄文前
79	葉菜原No.20 遺跡	加美町字味ヶ袋葉菜原	散布地	旧石器・縄文中
80	葉菜原No.19 遺跡	加美町字味ヶ袋葉菜原	散布地	縄文前
81	葉菜原No.9 遺跡	加美町字芋沢柏木平	散布地	旧石器
82	葉菜原No.8 遺跡	加美町字芋沢柏木平	散布地	旧石器
83	葉菜原No.3 遺跡	加美町字味ヶ袋葉菜原	散布地	縄文
84	葉菜原No.4 遺跡	加美町字味ヶ袋葉菜原	散布地	縄文
85	葉菜原No.21 遺跡	加美町字味ヶ袋葉菜原	散布地	縄文
86	葉菜原No.6 遺跡	加美町字味ヶ袋葉菜原	散布地	縄文
87	昼ヶ坂遺跡	加美町鹿原字昼ヶ坂	散布地	縄文
88	鹿原A遺跡	加美町字鹿原三杉	散布地	縄文前
89	高屋敷遺跡	加美町字鹿原浦山	散布地	古代
90	小梨沢遺跡	加美町字鹿原小梨沢	散布地	縄文中
91	小梨沢A遺跡	加美町字鹿原小梨沢	散布地	縄文中
92	鹿原B遺跡	加美町字鹿原浦山	散布地	縄文
93	ぶどう沢B遺跡	加美町字芋沢柏木平	散布地	縄文
94	ぶどう沢A遺跡	加美町字芋沢柏木平	散布地	縄文早・晩
95	漆沢遺跡	加美町字漆沢	散布地	縄文

注：表中の番号は、図 3.2-15 の番号に対応する。

「宮城県遺跡地名表（令和5年12月6日現在）」（宮城県HP、閲覧：令和6年1月）
事業者提供資料 より作成

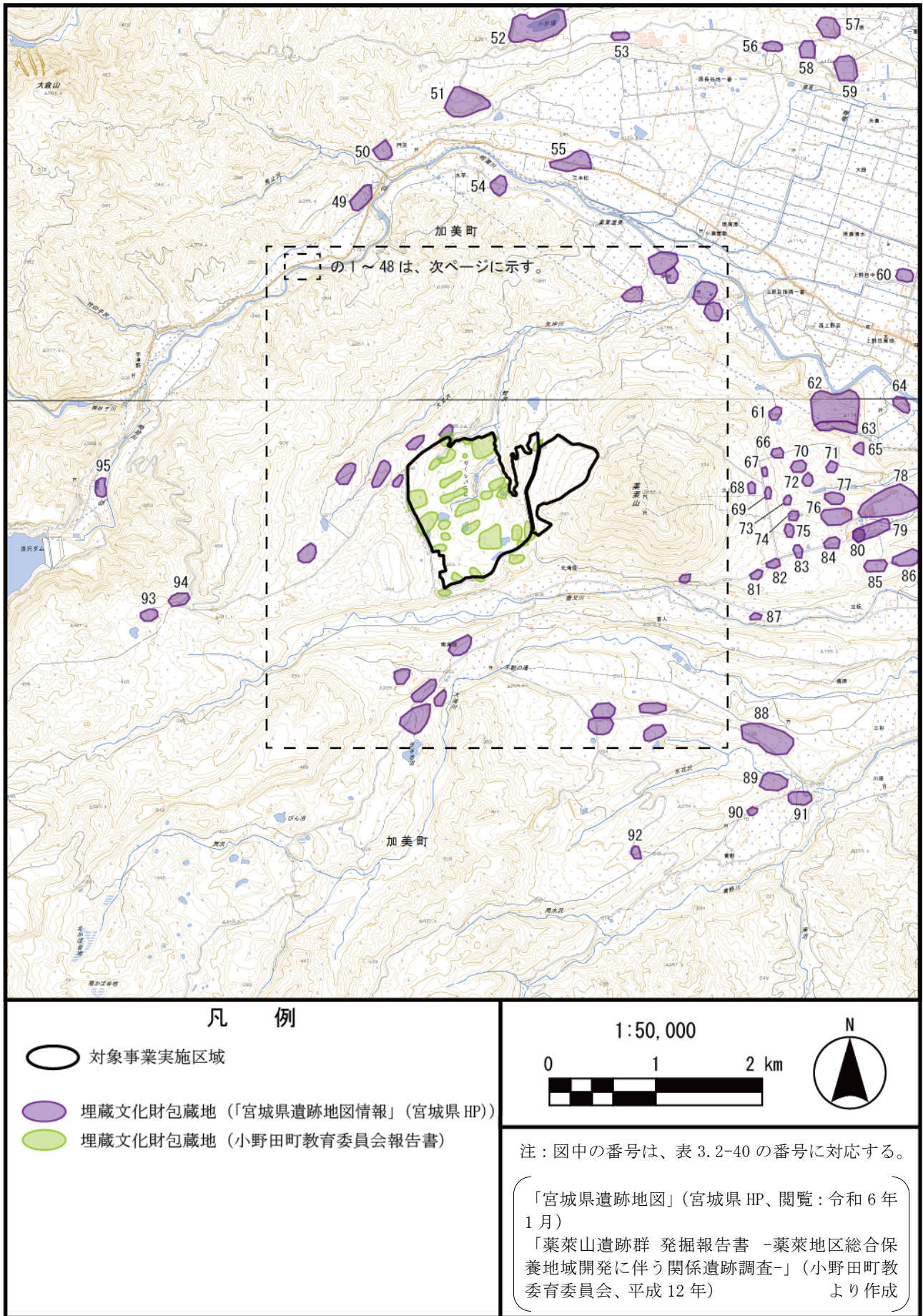


図 3.2-15(1) 周知の埋蔵文化財包蔵地の状況（広域）

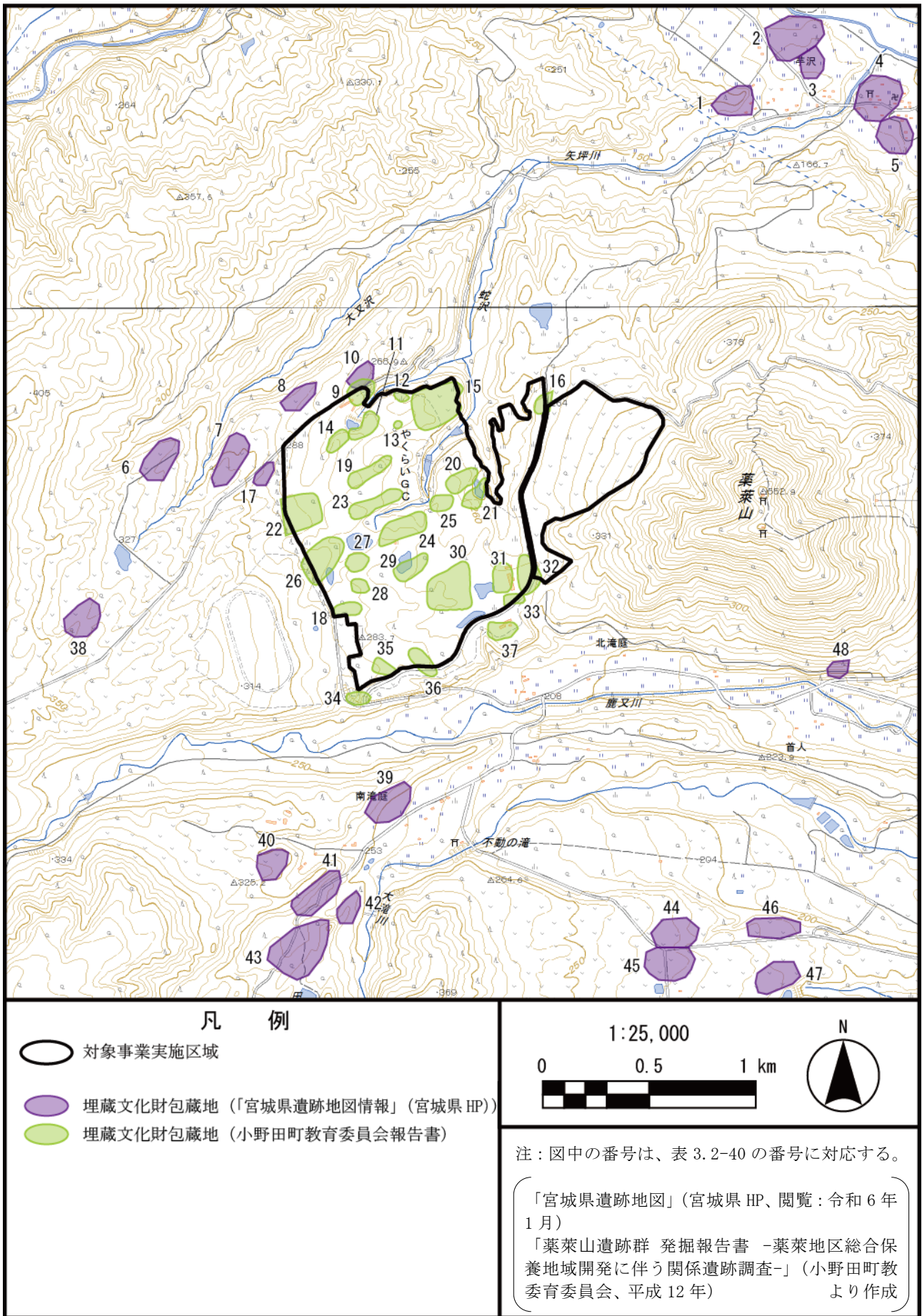


図 3.2-15(2) 周知の埋蔵文化財包蔵地の状況（拡大）

(3) 景観保全関係

① 景観計画区域

対象事業実施区域及びその周囲において、「景観法」（平成 16 年法律第 110 号、最終改正：令和 5 年 6 月 16 日）第 8 条の規定により定められた景観計画区域はない。

② 風致地区

対象事業実施区域及びその周囲において、「都市計画法」（昭和 43 年法律第 100 号、最終改正：令和 4 年 11 月 18 日）に基づく風致地区はない。

(4) 国土防災関係

① 森林法に基づく保安林の指定

対象事業実施区域及びその周囲における「森林法」（昭和 26 年法律第 249 号、最終改正：令和 5 年 6 月 16 日）に基づく保安林の指定状況は図 3.2-16 のとおりである。対象事業実施区域の周囲に保安林が存在している。

② 砂防法に基づく砂防指定地

対象事業実施区域及びその周囲における「砂防法」（明治 30 年法律第 29 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）に基づく砂防指定地は図 3.2-17 のとおりであり、対象事業実施区域の周囲に砂防指定地が存在している。

③ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域

対象事業実施区域及びその周囲において、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」（昭和 44 年法律第 57 号、最終改正：令和 5 年 5 月 26 日）に基づく急傾斜地崩壊危険区域はない。

④ 地すべり等防止法に基づく地すべり防止区域

対象事業実施区域及びその周囲における「地すべり等防止法」（昭和 33 年法律第 30 号、最終改正：令和 5 年 5 月 26 日）に基づく地すべり防止区域は図 3.2-17 のとおりであり、対象事業実施区域の周囲に地すべり防止区域が存在している。

⑤ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

対象事業実施区域及びその周囲における「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成12年法律第57号、最終改正：令和4年6月17日）に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域は図3.2-18のとおりであり、対象事業実施区域の周囲に土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域が存在している。

⑥ 土砂災害危険箇所

対象事業実施区域及びその周囲における、国土交通省（当時の建設省）の調査要領・点検要領に基づき宮城県が抽出した土砂災害危険箇所は図3.2-19のとおりであり、対象事業実施区域及びその周囲に土砂災害危険箇所が存在している。

⑦ 山地災害危険地区

対象事業実施区域及びその周囲における、「山地災害危険地区調査要領」（林野庁、平成18年）に基づき宮城県が設定した山地災害危険地区は図3.2-20のとおりであり、対象事業実施区域及びその周囲に山地災害危険地区が存在している。

⑧ 地すべり地形

「J-SHIS 地震ハザードステーション」（国立研究開発法人防災科学技術研究所 HP、閲覧：令和5年11月）によると、図3.2-21のとおり対象事業実施区域の周囲に地すべり地形が存在している。

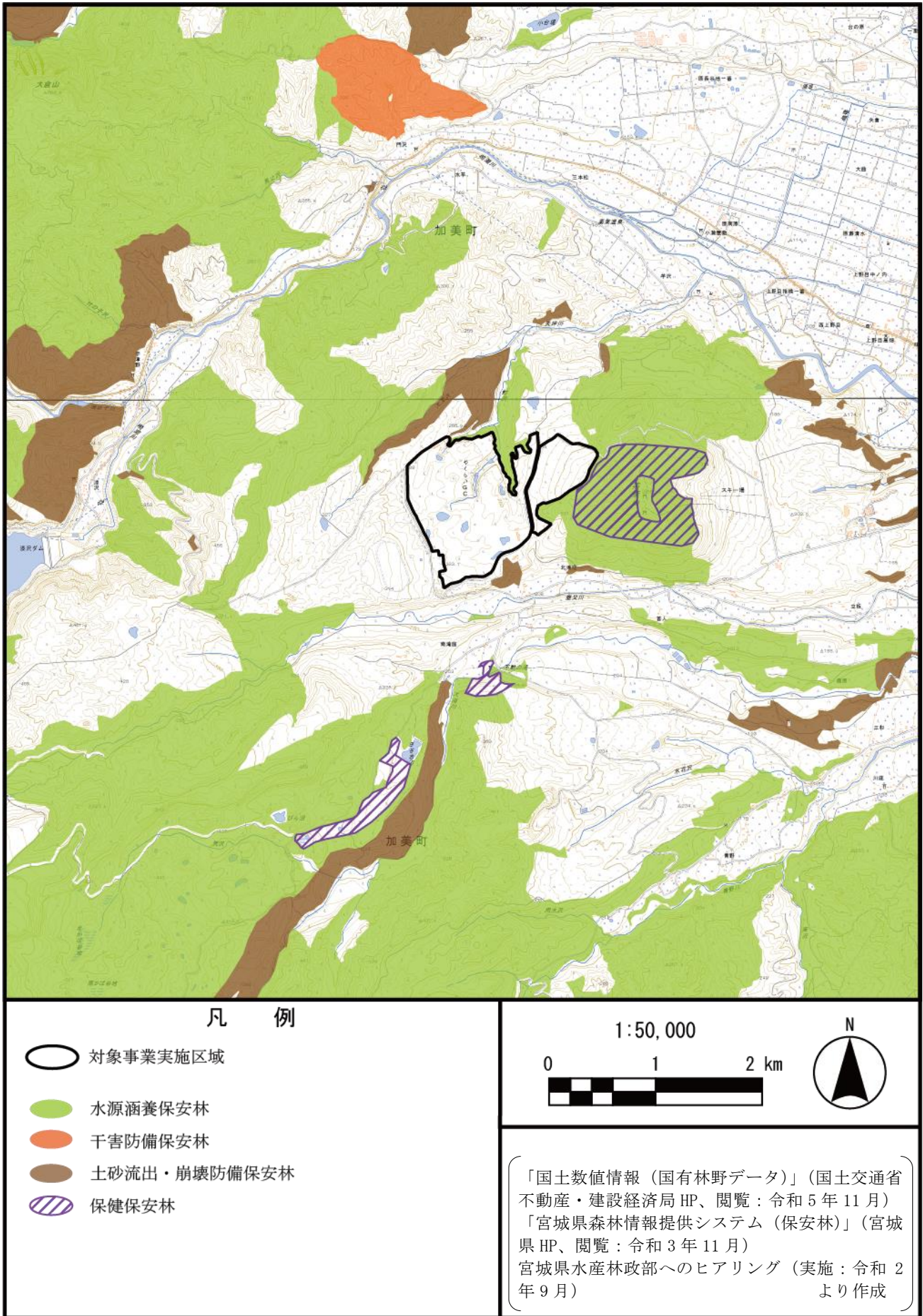


図 3.2-16 保安林の指定状況

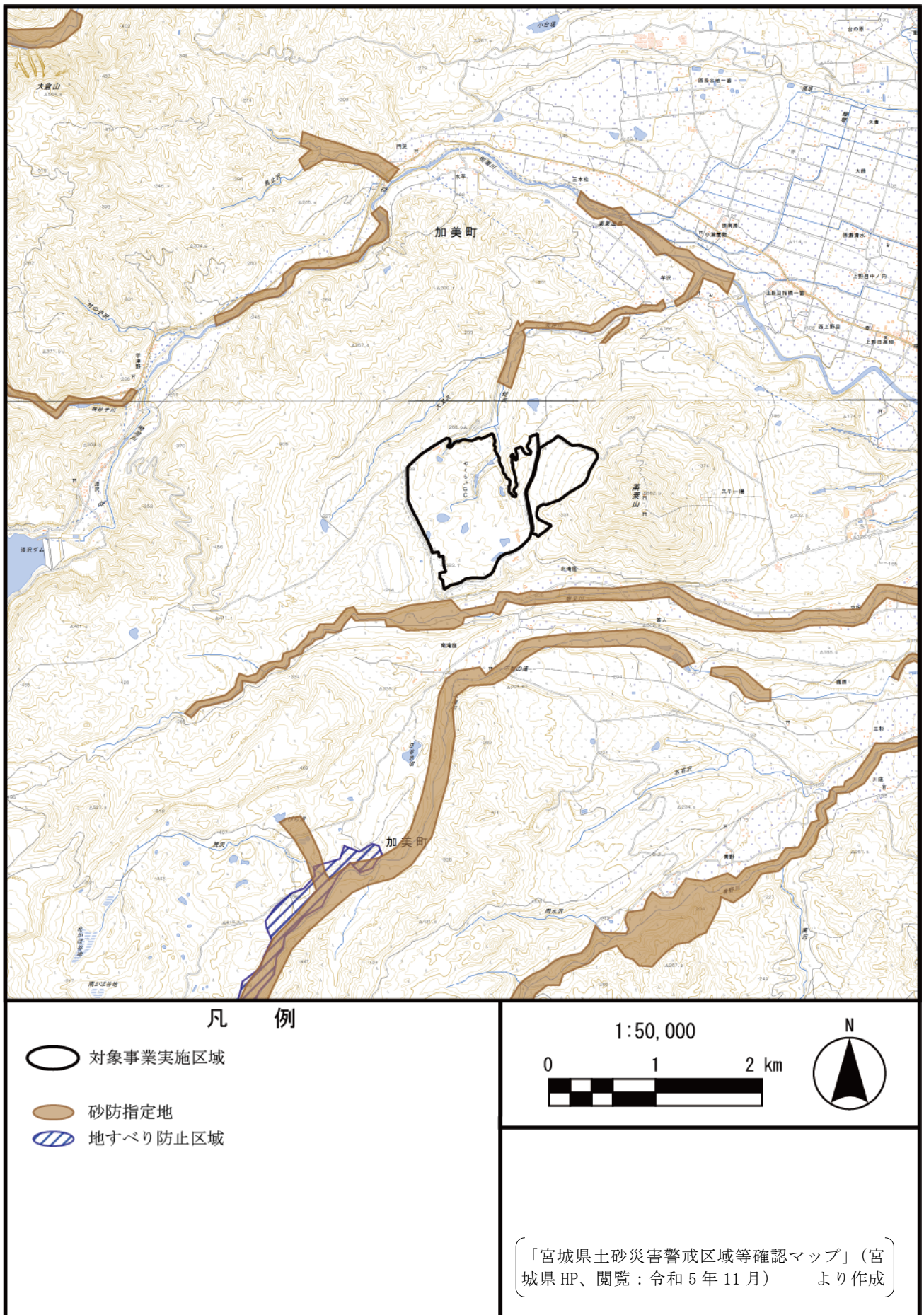


図 3.2-17 砂防指定地等の指定状況

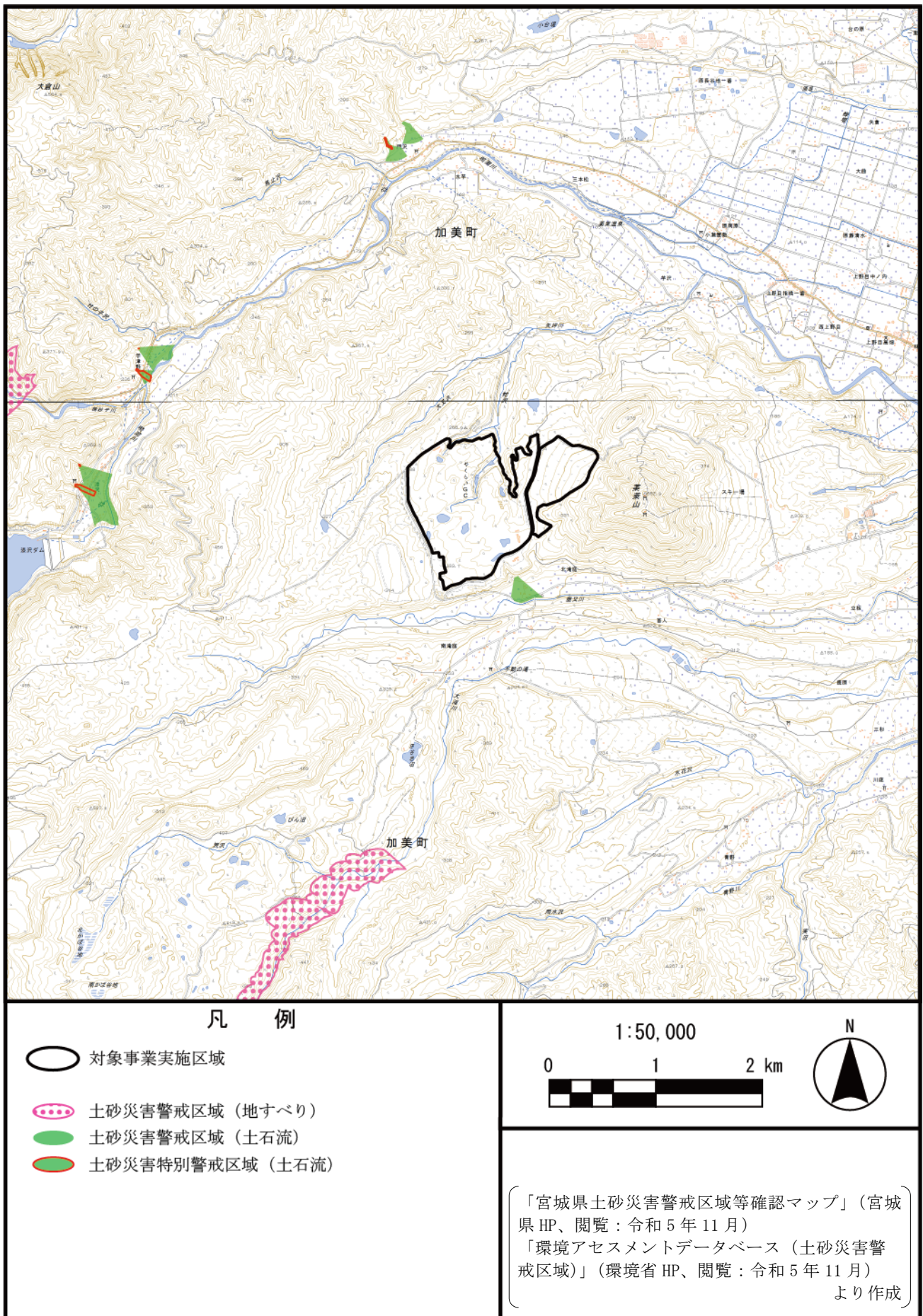


図 3.2-18 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定状況

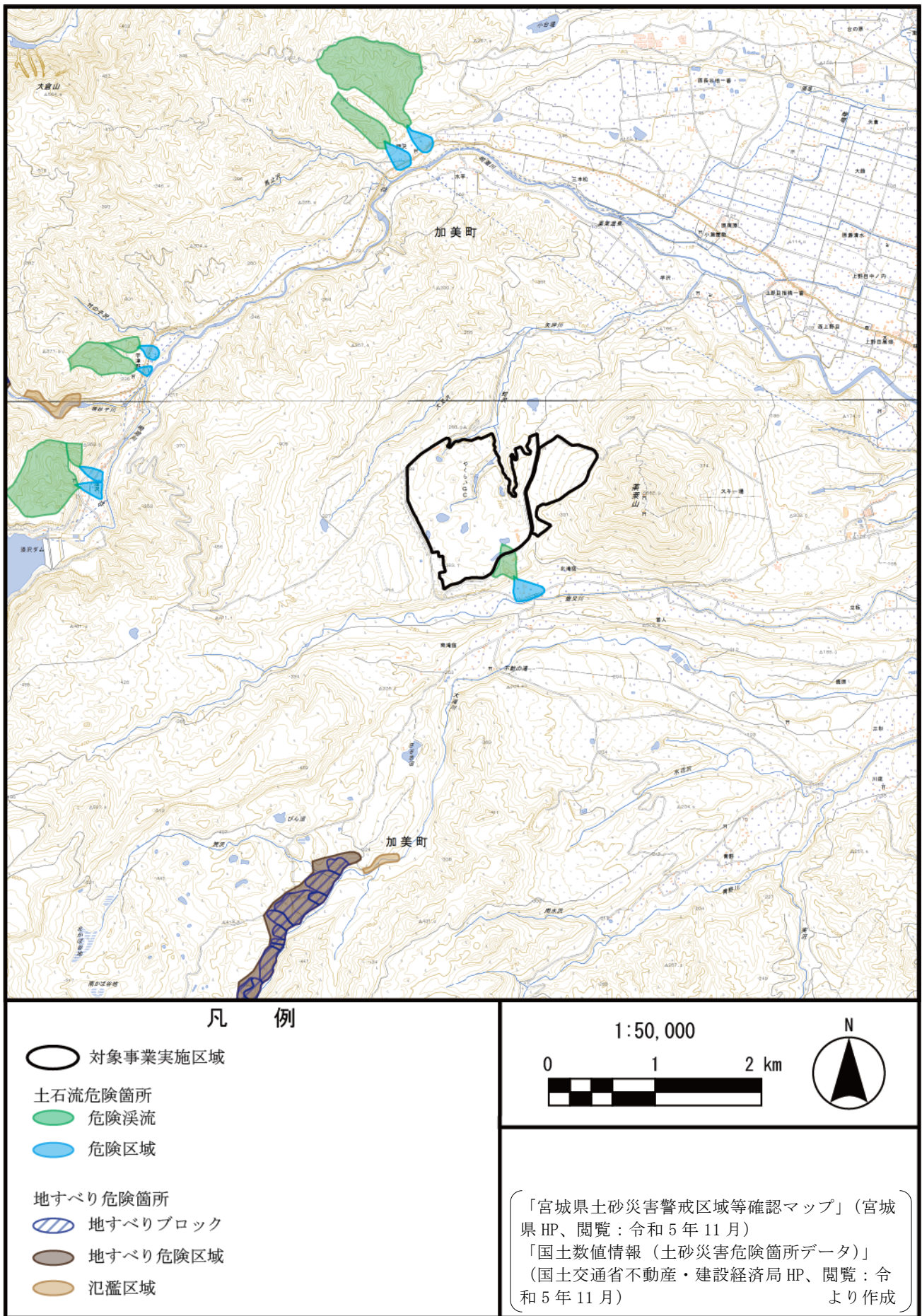


図 3.2-19 土砂災害危険箇所の指定状況

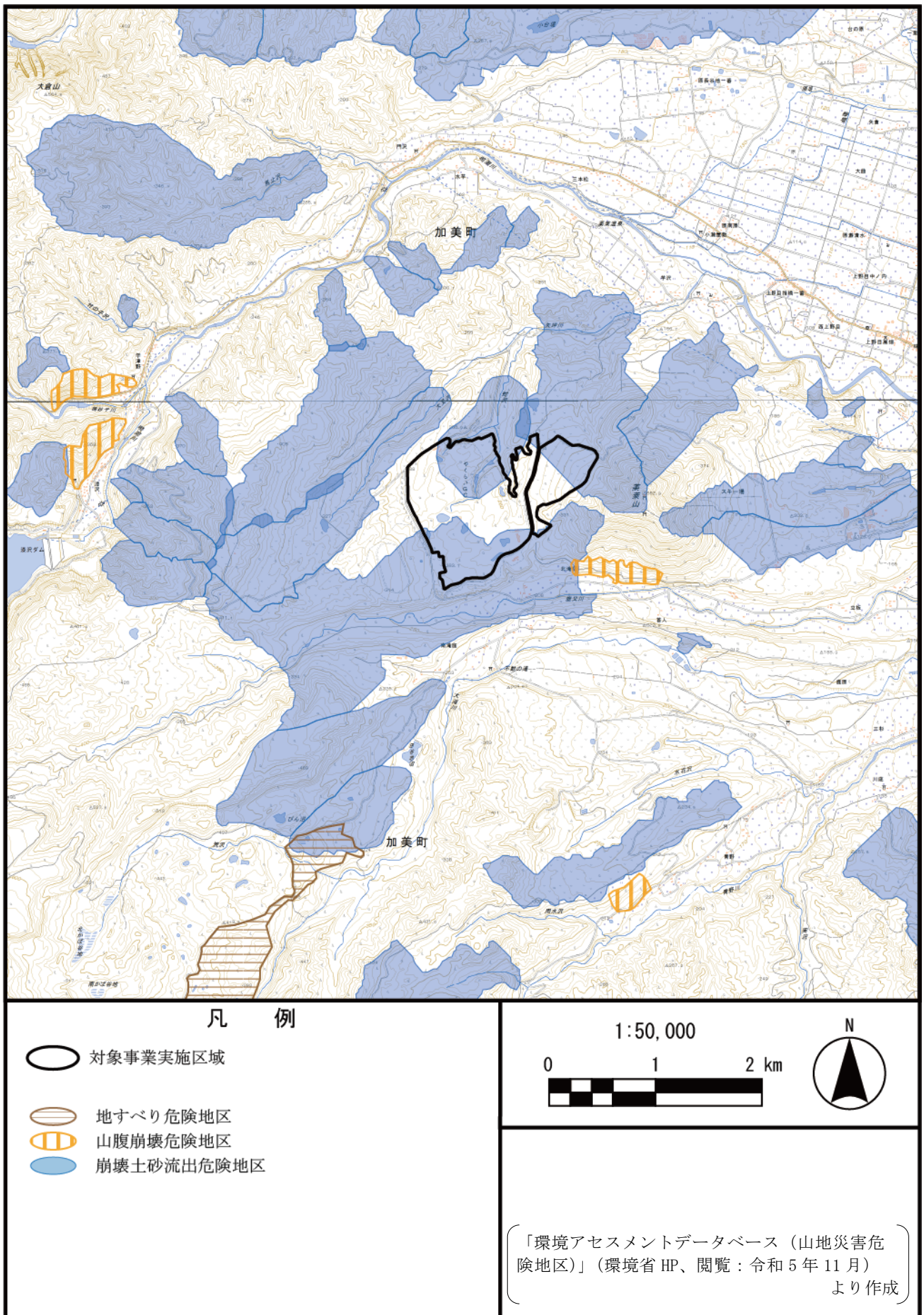


図 3.2-20(1) 山地災害危険地区

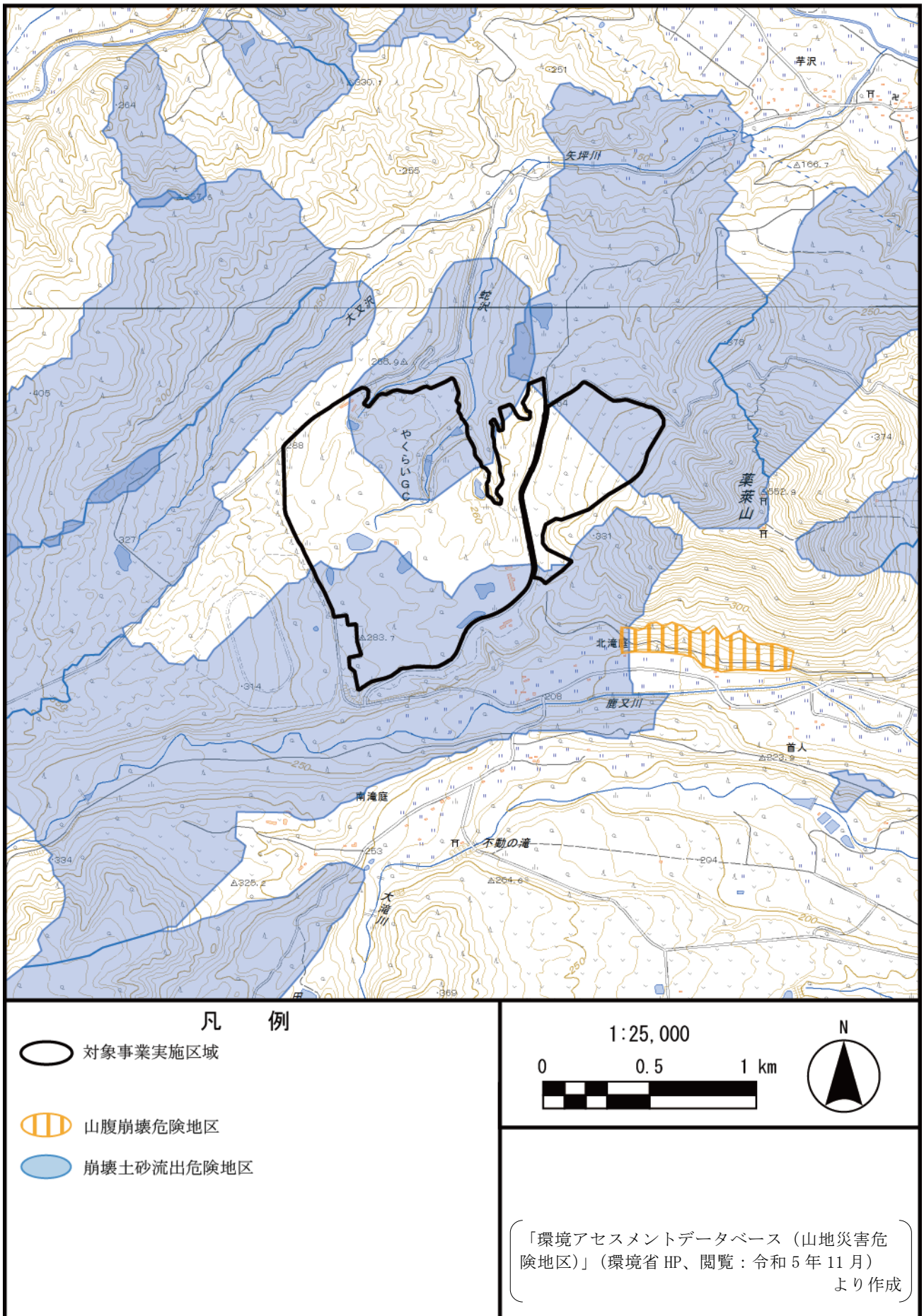
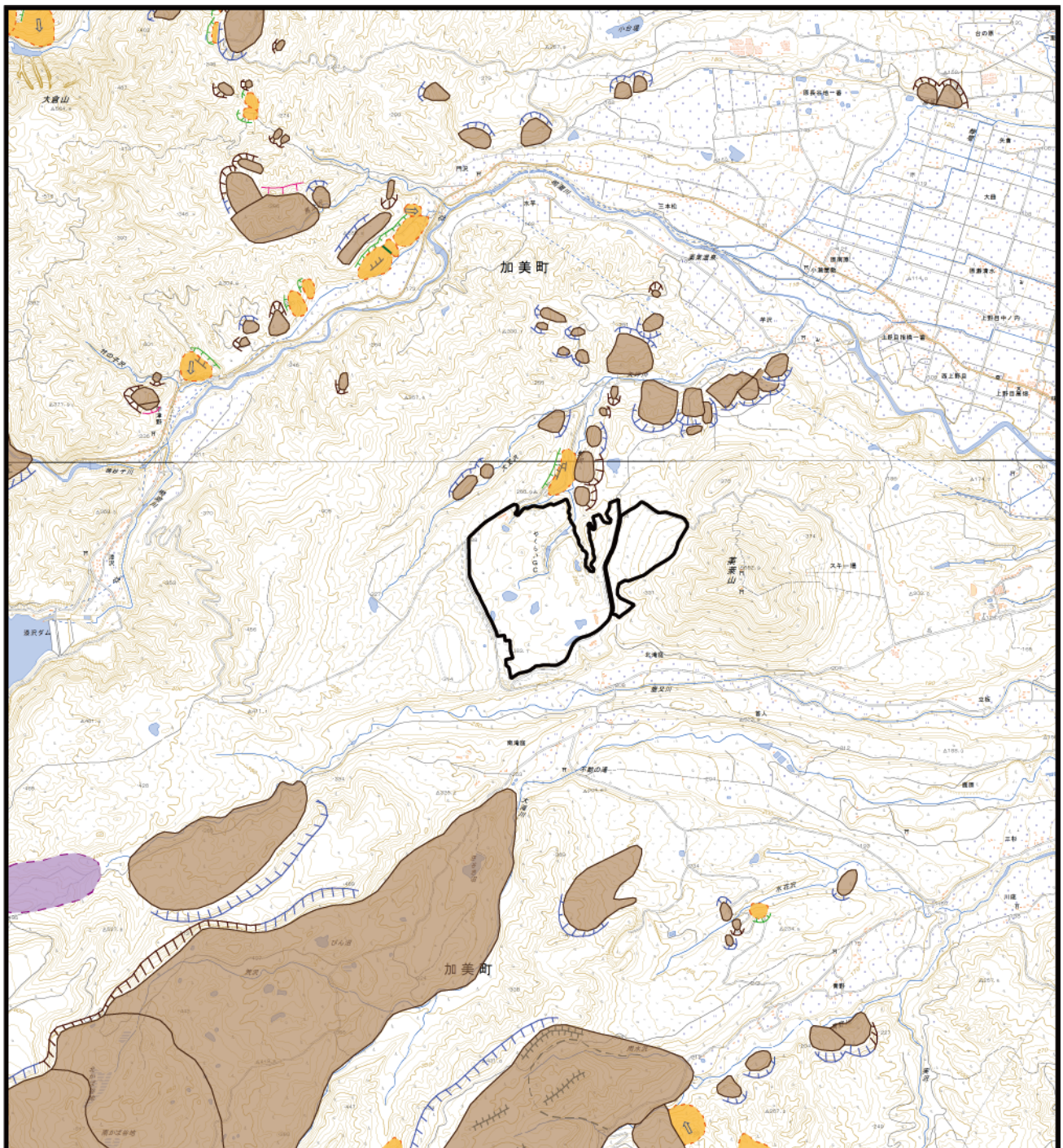


図 3.2-20(2) 山地災害危険地区（拡大）



凡 例

○ 対象事業実施区域

滑落崖と側方崖

- 新鮮なまたは開析されていない冠頂をもつ滑落崖
- 部分的に開析されている冠頂をもつ滑落崖
- 冠頂が著しく開析された滑落崖
- 後方崖、多重稜線等

移動体の輪郭・境界

- 移動体の輪郭が明瞭ないし判定可能
- 不安定土塊が残存している部分
- 斜面体の移動の初期状態、基岩から分離していないとしても不安定域、移動域と推定される範囲
- 斜面移動体かどうか判定できない山体・小丘

内部構造

- 二次・小滑落崖、崖線の開析程度に応じて輪郭構造の場合と同様に表す
- サブユニットの境界、内部（二次）移動体輪郭
- 移動体内の小尾根

移動方向等移動体の主移動方向

- 前方への傾道または傾道を伴う移動とその方向

1:50,000



「J-SHIS 地震ハザードステーション」(国立研究開発法人防災科学技術研究所 HP、閲覧：令和5年11月) より作成

図 3.2-21 地すべり地形の分布

3.2.9 関係法令等による規制状況のまとめ

関係法令等による規制状況をまとめると表 3.2-41 のとおりである。

表 3.2-41 関係法令等による規制状況のまとめ

区分	法令等	地域地区等の名称	指定等の有無		
			加美町	対象事業実施区域及びその周囲	対象事業実施区域
土地	国土利用計画法	都市地域	○	×	×
		農業地域	○	○	○
		森林地域	○	○	×
	農業振興地域の整備に関する法律	農用地区域	○	○	×
	都市計画法	都市計画用途地域	×	×	×
公害防止	環境基本法	騒音類型指定	×	×	×
		水質類型指定	○	○	×
	騒音規制法	規制地域	×	×	×
	振動規制法	規制地域	×	×	×
	水質汚濁防止法	指定地域	×	×	×
	悪臭防止法	規制地域	×	×	×
	土壌汚染対策法	要措置区域	×	×	×
		形質変更時要届出区域	×	×	×
工業用水法及び建築物用地下水の採取の規制に関する法律	規制地域	×	×	×	
自然保護	自然公園法	国立公園	×	×	×
		国定公園	×	×	×
		県立自然公園	○	○	×
	自然環境保全法	自然環境保全地域	×	×	×
		県自然環境保全地域	○	○	×
	世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約	自然遺産	×	×	×
	都市緑地法	緑地保全地域	×	×	×
	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護区	○	○	○
	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律	生息地等保護区	×	×	×
	特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約	特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地	×	×	×
ふるさと宮城の水循環保全条例	水道水源特定保全地域	○	○	×	
加美町水資源保全条例	水資源保全地域	○	○	×	
文化財	文化財保護法等	国指定史跡・名勝・天然記念物・重要文化的景観	○*	○*	○*
		県指定史跡・名勝・天然記念物	○	×	×
		町指定史跡・名勝・天然記念物	○	○	×
		周知の埋蔵文化財包蔵地	○	○	○
景観	景観法	景観計画区域	×	×	×
	都市計画法	風致地区	×	×	×
国土防災	森林法	保安林	○	○	×
	砂防法	砂防指定地	○	○	×
	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域	×	×	×
	地すべり等防止法	地すべり防止区域	○	○	×
	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策等の推進に関する法律	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	○	○	×
	国土交通省の調査・点検要領	土砂災害危険箇所	○	○	○
	山地災害危険地区調査要領	山地災害危険地区	○	○	○

注：1. ○；指定あり、×；指定なし

2. ※は、所在地が地域を定めず指定したものの種の指定を含むことを示す。